

# 改正基本法と今後の農政の展開方向

令和 7 年 11 月

(一財) 食品産業センター 理事長  
(元 農林水産省 大臣官房長)

荒川 隆



## 【講演者プロフィール】

- ◎ 昭和34年 宮城県生まれ 昭和57年 早稲田大学 政治経済学部 卒業
- ◎ 昭和57年 農林水産省入省 36年余にわたり国家公務員として奉職  
農林水産省各局庁、外務省（在ドイツ日本国大使館農務官）及び内閣官房に勤務
- ◎ 平成21年から24年まで 民主党政権下で、米政策を担当する食糧部長、畜産・酪農・競馬を担当する畜産部長、省内の政策全体の調整を行う大臣官房総括審議官を歴任
- ◎ 政権交代後、自公政権下で引き続き大臣官房総括審議官を務めたのち、平成27年から29年まで、大臣官房長として、省内の予算、法令、組織、国会対応などを統括
- ◎ 平成29年から30年にかけて、農振興局長として、農業農村基盤整備予算の回復、土地改良法の改正、農泊、ジビ工、農福その他農村政策の取りまとめに従事
- ◎ 平成30年7月 退官
- ◎ 現在、一般財団法人食品産業センター理事長、全国農業協同組合連合会（JA全農）経営管理委員、あぶくま川水系角田地区土地改良区員外監事、東京農業大学非常勤講師（2021年度後期/2022年度前期：農業法）などを務める。  
※ 2021年から、毎月第3水曜日に、日本農業新聞で「農政岡目八目」を執筆
- ◎ 著作 「農業・農村政策の光と影」一般社団法人 全国酪農協会（2020年10月発行）  
「食料安全保障と農政改革」株式会社 日本農業新聞（2025年4月発行）

# 今日お話しすること

食料・農業・農村基本法の主要な改正内容

現下の農政の主要課題

【米について】

【適正な価格形成】

【食料システム法の制定】

改正基本法・基本計画の下での農協系統への期待

今後の政局と農政

# 食料・農業・農村基本法の 主要な改正内容

## 1□食料安全保障と食料システムの定義付け

- ◇ 「食料安全保障」を定義（第2条第1項）  
旧基本法に規定のなかった「食料安全保障」を初めて国際的な考え方  
に沿う形で定義付け【前段がマクロの含意、後段がミクロの含意】  
《条文》「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民  
一人一人がこれを入手できる状態をいう」
- ◇ 「食料システム」を定義（第2条第5項、第23条）  
農業生産だけではなく、食品製造・流通・消費に至る一連の流れを  
「食料システム」としてその概念を定義付け  
《条文》「食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携  
することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総  
体をいう」

## 2 合理的な価格形成

### ◆ 価格形成に当たっての考慮要素として「費用」を明確化

(第2条第5項、第23条)

改正前の基本法では、需給事情と品質評価が反映されるような価格形成を目指したが、そこに、「食料の持続的な供給に要する合理的な費用」が考慮されるよう明確化

«条文（第2条第5項）» 「食料の合理的な価格の形成については（中略）その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」

«条文（第23条）» 「国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする」

### 3□多様な担い手の位置づけ

◆ 望ましい農業構造の確立に加え、多様な担い手による農業生産活動を追加（第26条第2項）

旧基本法の「効率的かつ安定的な農業経営（担い手）」中心の考え方から、多様な担い手を位置づけ

«条文（第26条第1項）» 「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする」

«条文（第26条第2項）» 「国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする」

## 4 環境と調和した農業

### ◆ 環境との調和を理念規定に追加 (第3条)

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立を理念規定に新設

«条文（第3条）» 「食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。」

### ◆ 環境負荷低減の促進のための施策推進を追加 (第32条)

#### 環境負荷低減のための施策を列挙しその促進を規定

«条文（第32条第1項）» 「国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」

## 5 農村の振興

### ◆ 農村政策の理念に、人口減少下での地域社会の維持を追加（第6条）

«条文（第6条）» 「農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され（中略）るよう、その振興が図られなければならない。」

### ◆ 農村振興施策に、共同活動の促進、地域資源の活用、障害者等の活動の環境整備、鳥獣害対策などを規定し、拡充（第4節）

«条文（第43条 農村の総合的な振興）（第44条 農地の保全に資する共同活動の促進）（第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進）（第46条 障害者等の農業に関する活動の環境整備）（第47条 中山間地域等の振興）（第48条 鳥獣害の対策）（第49条 都市と農村の交流）»

# 現下の農政の主要課題

## 【米について】

＜米政策のこれまでとこれから＞

＜基本計画と米政策の行方＞

＜最近までの米の需給・米価高騰をめぐる状況＞

## 【適正な価格形成】

## 【食料システム法の制定】

## ＜米政策の これまで と これから＞

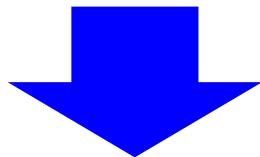
主食の米に関する制度・政策にはどんな歴史があるのか

生産調整とは何だったのか

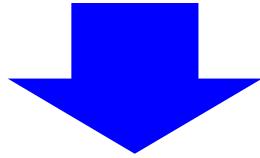
## 国境措置と需給調整【基本的な考え方】

国境措置（高関税、関割など）と  
需給調整を伴う価格政策（政府買入、不足払い等）で  
国内農業を保護

国境措置により輸入農産物の流入を防止

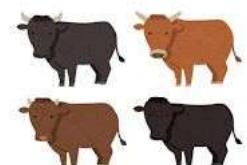
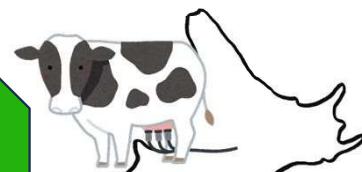


国内の需給調整で国産農産物の価格を維持



農家所得を確保

国内では需要に  
応じた生産で、  
価格維持



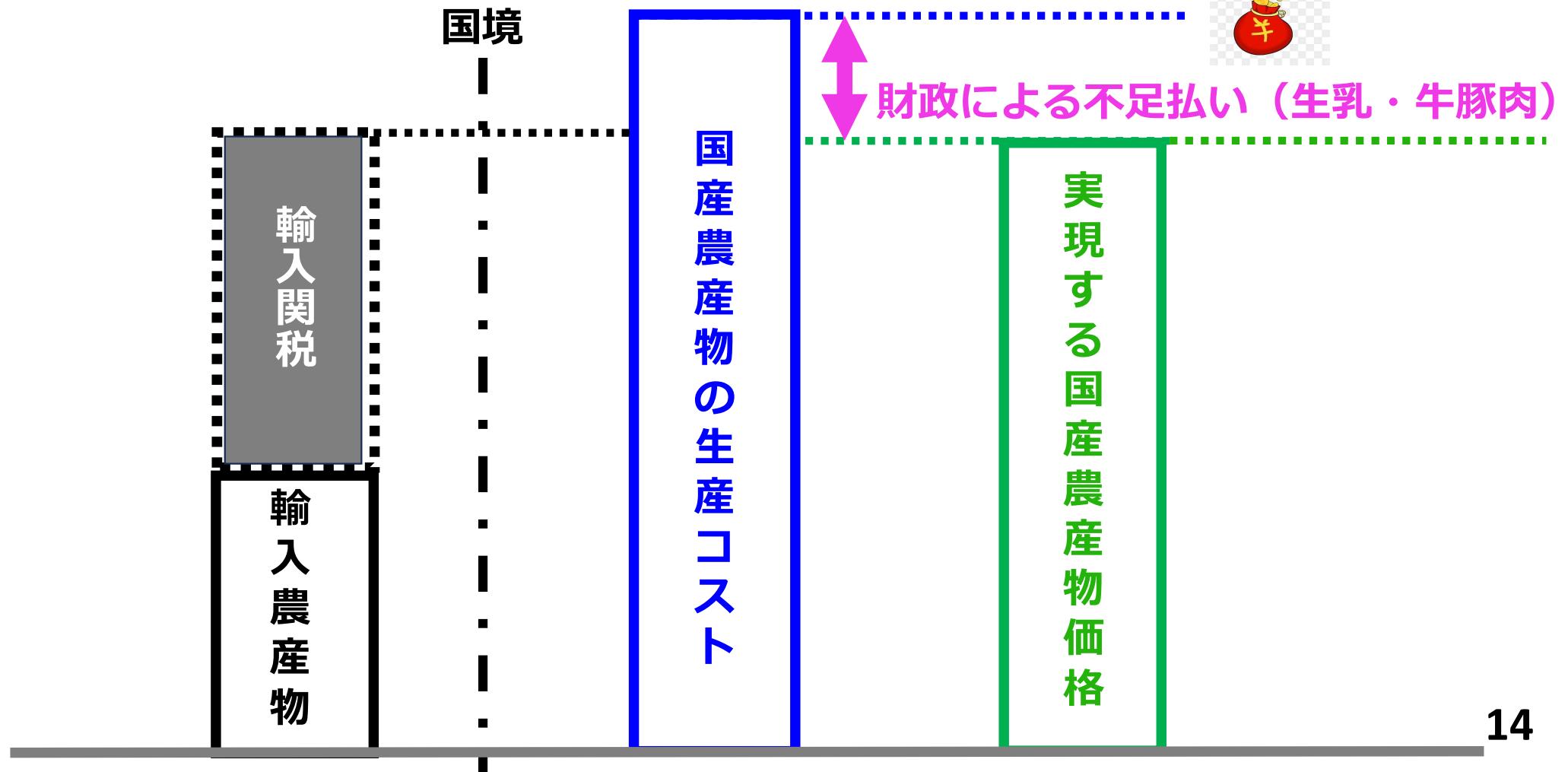
高関税  
IQ (数量割当)  
TQ (関税割当)  
国家貿易

国境措置

外国産農産物  
は、内需に合  
わせ輸入

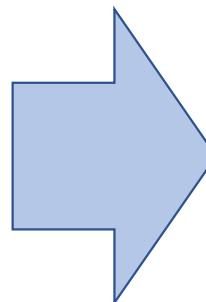


# 《従来の価格政策》



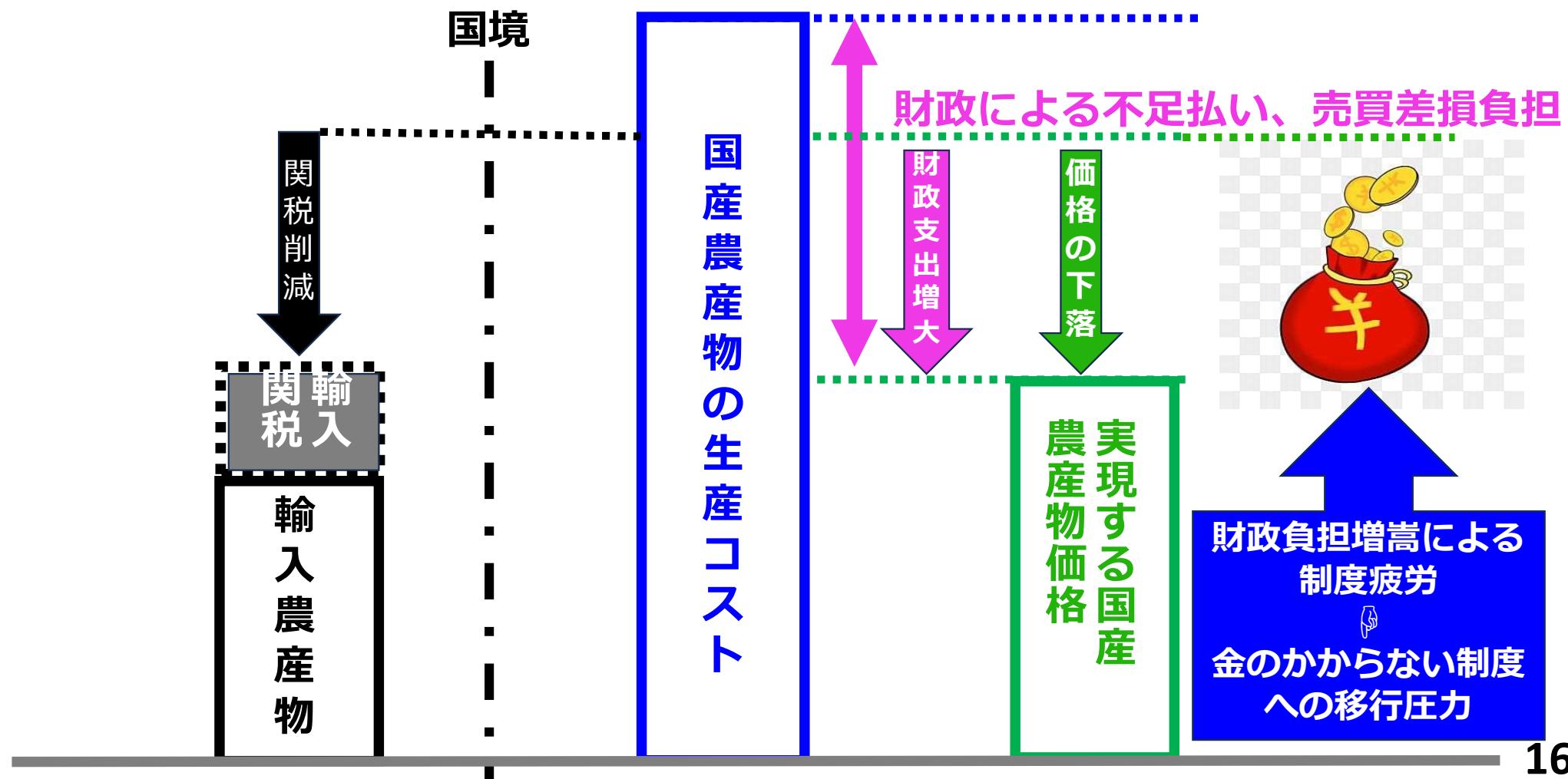
## 国境措置の劣化と需給調整の限界 【TPPや日米貿易協定の発効など】

- ◆ 東京ラウンド、ウルグアイラウンドなど、累次の貿易交渉で、重要品目以外の国境措置は劣化
- ◆ 重要品目についても、TPP協定発効と関税の段階的削減で弱体化  
※重要品目を「除外」又は「再協議」としてきた従来のEPAとは異なり、多くの品目について長期の関税削減・輸入枠を設定  
平成30年12月 TPP11 発効  
令和 5年 3月 英国のTPP加入の合意
- ◆ TPP水準を発射台にした二国間協定の深化  
平成31年 2月 日・EU/EPA発効  
令和 2年 1月 日米貿易協定発効  
令和 2年 9月 日英EPA大筋合意
- ◆ 南米南部共同市場（メルコスール）とのFTAの動き
- ◆ トランプ追加関税回避のための代償措置？



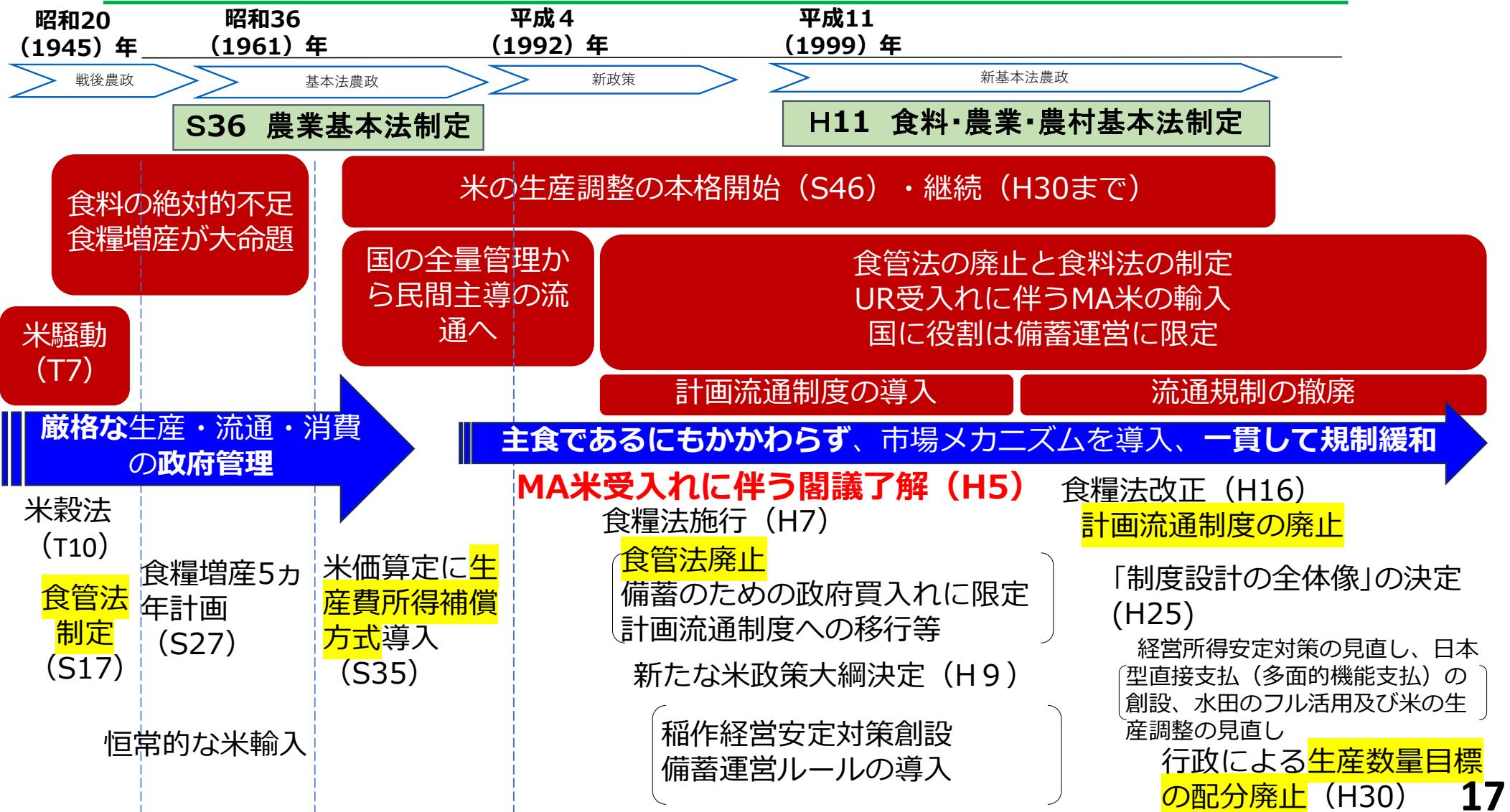
将来にわたる関税削減により、輸入農産物の一層の流入の危険性  
(例) 牛肉の国境措置  
1990年まで IQ (輸入許可) 制度  
UR (1995) 以前 50 %  
TPP以前 (2018) 38.5 %  
TPP(16年後) 9 %

# «国境措置の劣化»



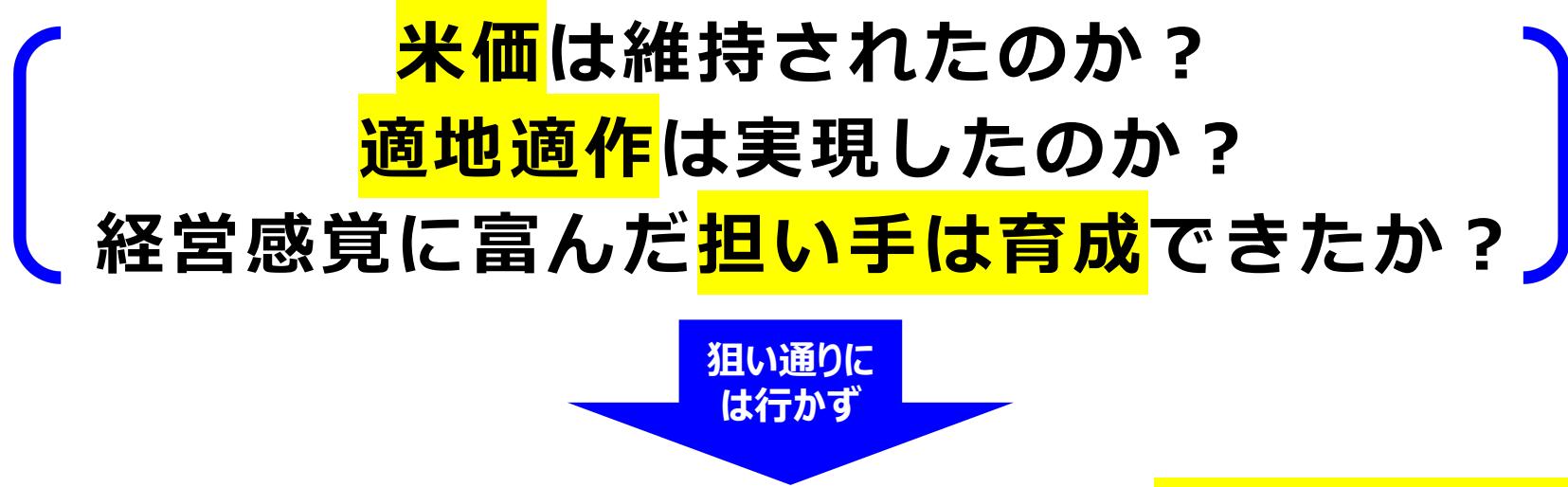
# 戦後の米政策の歴史

## 米政策の課題と対応



## 米の生産調整が 目指したもの と その現実

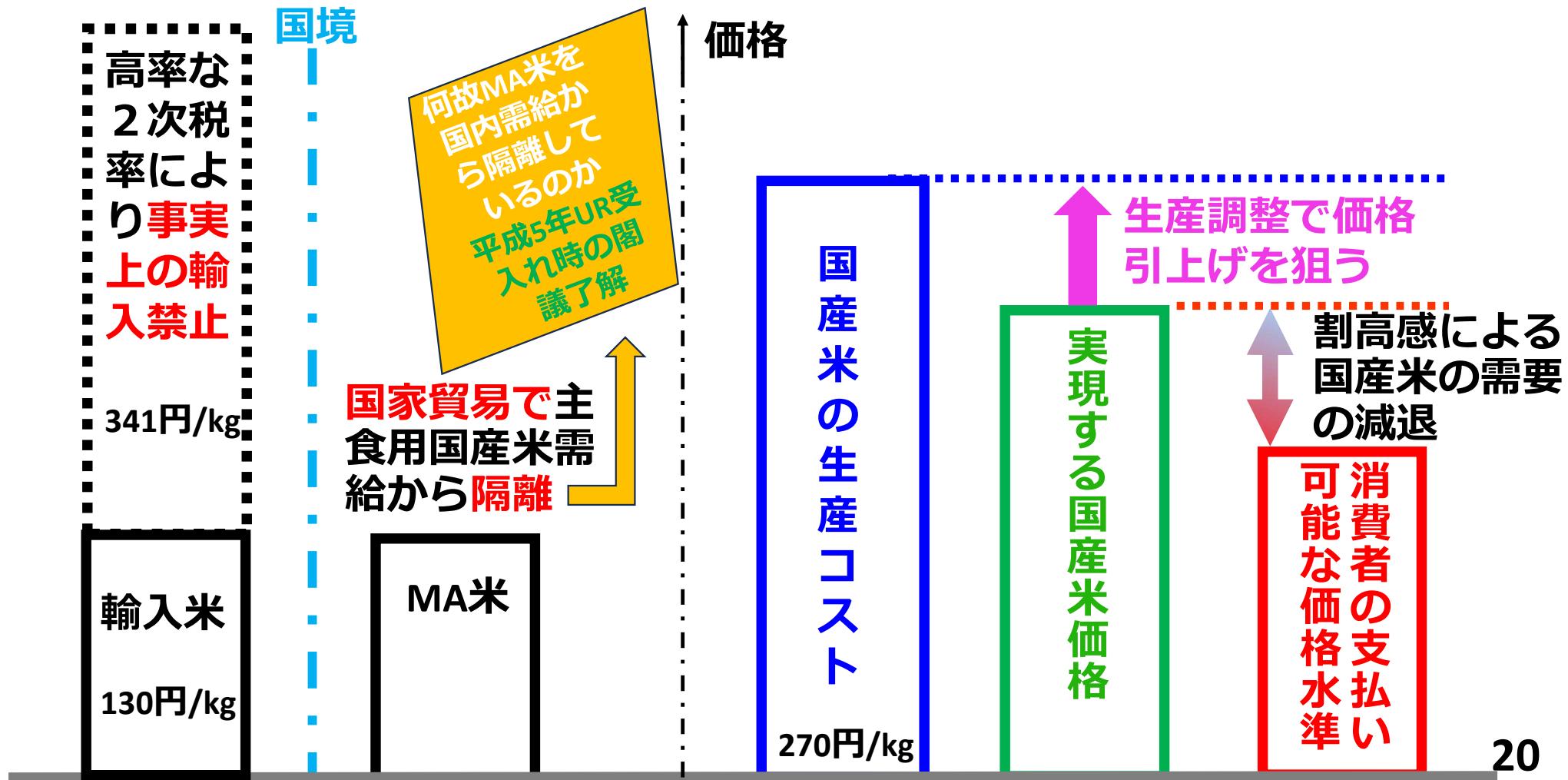
- ◆ 半世紀を超える米の生産調整政策（減反政策）  
⇒ 「需要に応じた生産」で米価の維持を目指したが………



## 米の生産調整による価格維持政策の限界

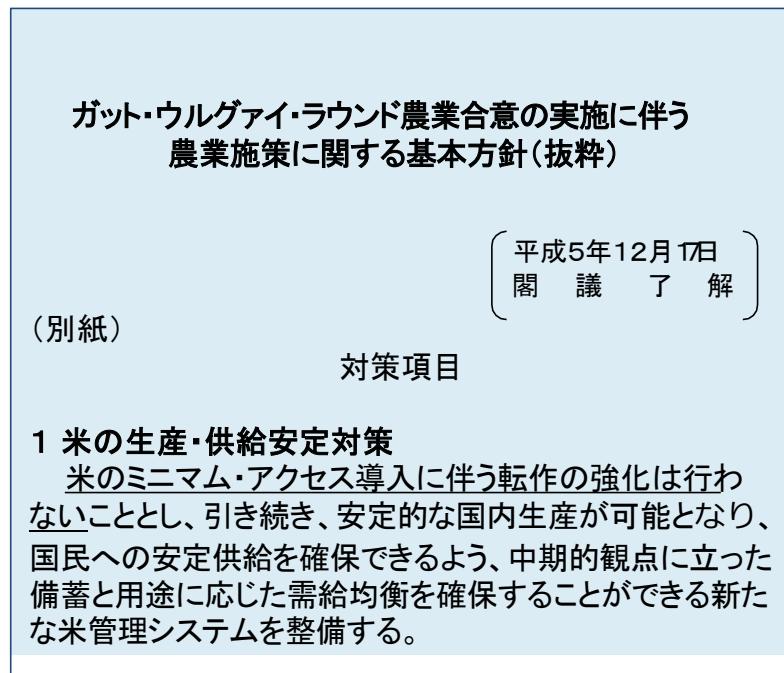
- ◆ **米については、現在でも、国家貿易で輸入を遮断し、国内の生産調整で米価維持を企図**
- ◆ **だが、消費者は、高米価を嫌い他の食品を選択し、米の需要は大きく減少** → **更なる生産調整の実施**   
**【1人当たり米消費量：昭和37年 118kg ⇒ 令和4年 50kg】**
- 【米の生産量：昭和42年 1,400万トン ⇒ 令和5年 670万トン】  
↳ **「需要に応じた生産」の結果、国内生産基盤は縮小**

# «米の内外価格の模式図»



# MA米の運用に関する政府の方針・見解

## ○ガット・ウルグアイ・ラウンド 合意受入時の閣議了解（細川内閣）



## ○MA輸入に関する政府統一見解 (細川内閣)

### ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法 的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・ア  
クセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国  
内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることか  
ら、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量  
の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がな  
い等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例  
外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機  
会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じ  
るものではないと理解している。

（平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣）

## テーブルライス（炊いたご飯）需要への固執が 大幅な需要減退を招来

### ◆ テーブルライス以外の可能性 テーブルライス偏重で、米粉需要を喪失

#### ・ 輸入小麦代替の米粉需要

85%を輸入に依存する小麦の需要は、**55年間不变**

【小麦の1人当たり消費量：32kg】

毎年3000億円の外麦購入代金

米・加・豪の小麦  
農家の所得へ

#### ・ 輸入トウモロコシ代替の飼料用米需要

【年間1200万トンを輸入し続ける】

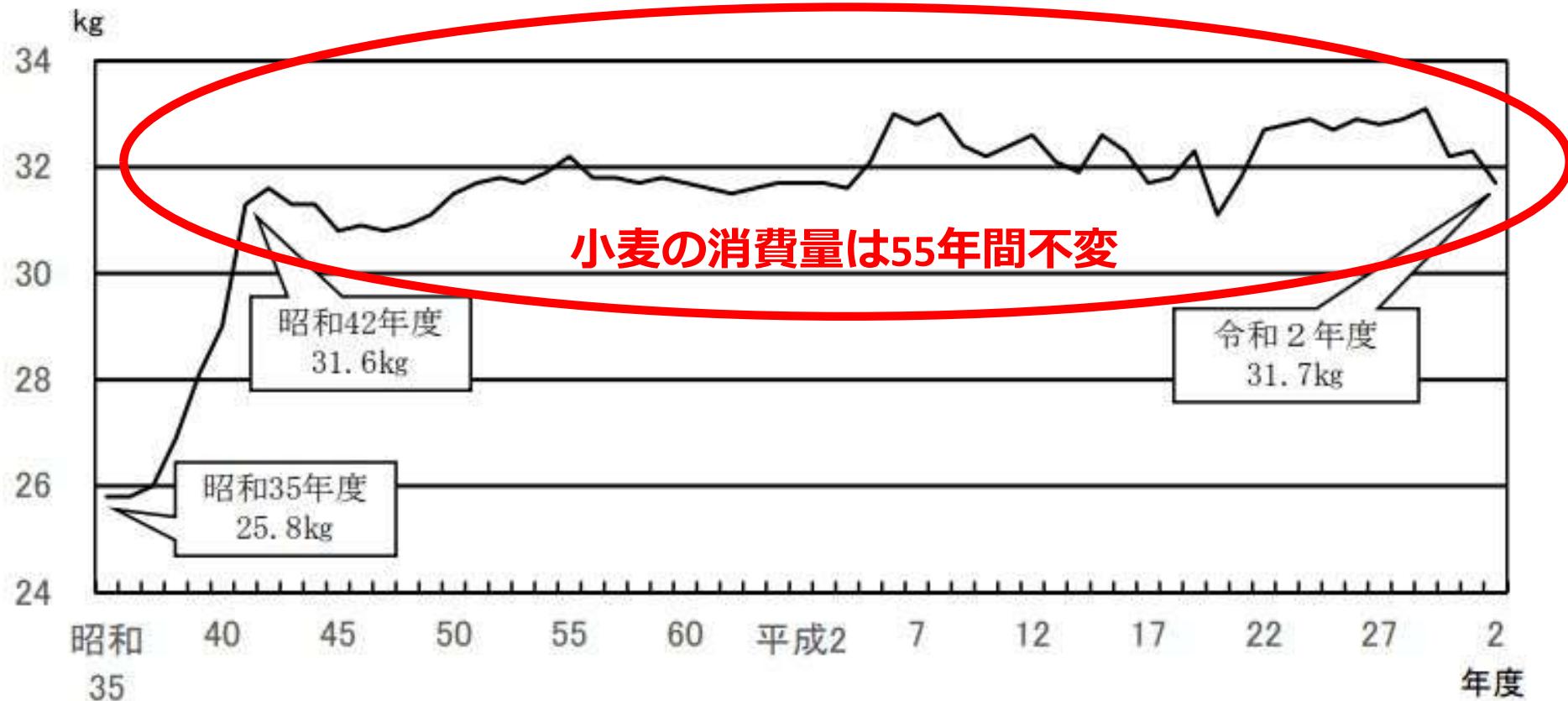
毎年3000億円の輸入トウモロコシ購入代金

テーブルライス偏重で、  
飼料用米需要を喪失

米・伯のトウモロ  
コシ農家の所得へ

いずれも、**高米価**が新規需要開拓の障害

# 食糧用小麦の消費量の推移（1人1年当たり）



資料：農林水産省「食料需給表」

注：令和2年度の数値は概算値である。

## ＜基本計画と米政策の行方＞

基本計画の「水田政策の見直しの方向」や  
「おいしい日本のお米を世界へ！」プロジェクトは稻作と農村に、どんな未来をもたらす  
か？

# 新基本計画における「水田政策の見直しの方向」に関する記述 (4月11日閣議決定)

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畠に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていくよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畠に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。

このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

# 「おいしい日本のお米を世界へ！」プロジェクト

## 【2025.1.31農水省発表：このエッセンスを基本計画に記述】

- 1 現在、米の輸出実績は、年間で約4万トン（2024年（1月～11月）の 輸出実績となっているが、今後、米の輸出を更に拡大していくために、米の輸出に関する目標値を設定。  
具体的な米の輸出に関する目標値については、食料・農業・農村政策審議会の議論や、各党の御意見も踏まえ、今後、検討。
- 2 米の輸出を更に拡大していくためには、米の生産コストの低減が最も大きな課題となる。  
輸出業者聞き取りによる輸出米の生産費の採算ラインは、カリフォルニア産と競合が可能な約9,500円であるが、現在、国内農家の60kg当たりの平均生産コストは約1万6000円であり、8,000円を下回っている経営体は全体の0.6%、作付面積でも全体の2%に留まっている状況。
- 3 このため、低成本で生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。
  - ・ 農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯闘の解消
  - ・ 農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）
  - ・ 品種改良、多収量品種の作付け拡大（現行より単収1割増（約600kg/10a）の「にじのきらめき」等の作付けを更に拡大）
  - ・ 大区画化を活かしたスマート技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）
  - ・ 上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）
- 4 あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。
  - ・ 日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大

## 新たな基本計画での米に関する数値目標

	2023年	2030年
米の生産量	791万トン	818万トン
うち輸出量	4.4万トン	39.6万トン
単収	535kg/10a	570kg/10a

# 令和9年産からの新たな米政策の方向と課題

基本計画や39ページの政府文書を読み解くと見えてくる、「9年産米からの世界」

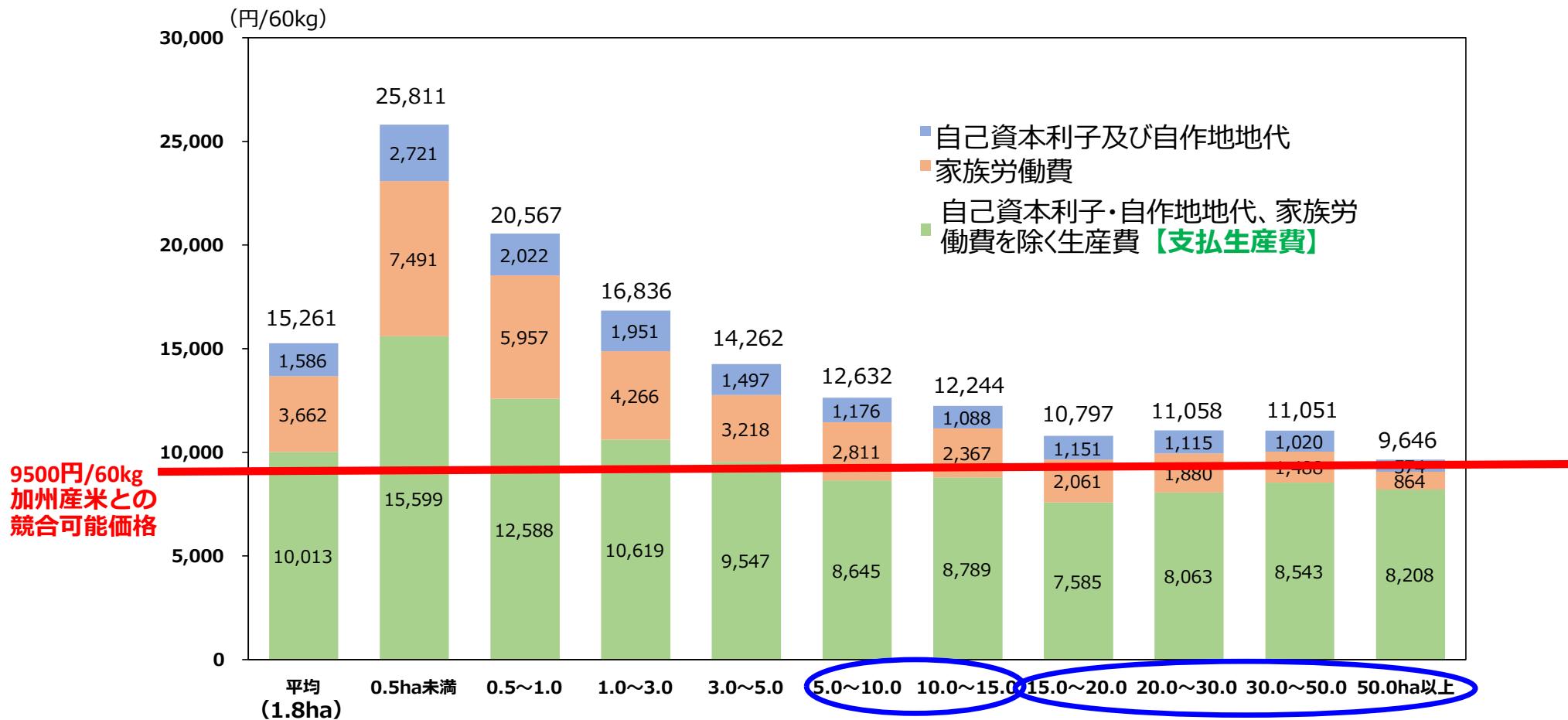
- ① 閉塞感が強く今次備蓄米放出でも問題となつた「減反（転作）」は名実ともに廃止。  
**減反（転作）奨励金も廃止 → 関係者の意識改革も含めて実行可能か？**
- ② 米粉や輸出など新規需要を含めた内外の米の需要拡大を進め、増産に舵を切る。  
麦・大豆・飼料作物への奨励金は、自給力向上のため、水田に限らず畠にも支給  
**→ 輸出市場開拓は可能か？ 支援対象を畠まで拡大し、予算額は足りるのか？**
- ③ 輸出競争力ある水準(9500円／60kg)までコスト削減を目指し、農地集積・大区画化・スマート農業などで支援  
**→ コスト削減は可能か？**  
**どんな生産構造になり、「むら」は大丈夫か？**

## 現状

水田農業の生産構造			
・経営規模	全平均	5ha～15ha	15ha以上
・生産費	15,261円	12,000円程度	11,000円程度
・経営体数(シェア)	713,792(100%)	37,503(5.3%)	12,194(1.7%)
・水稻作付面積(シェア)	100%	24%	27%

## 米の作付規模別60kg当たり生産費（令和4年産）

- 作付規模別の米の生産コストを見ると、水稻は作付規模により生産コストが減少していく典型的な作物であり、特に小規模層においてコスト低減の効果が大きいことが窺われる。



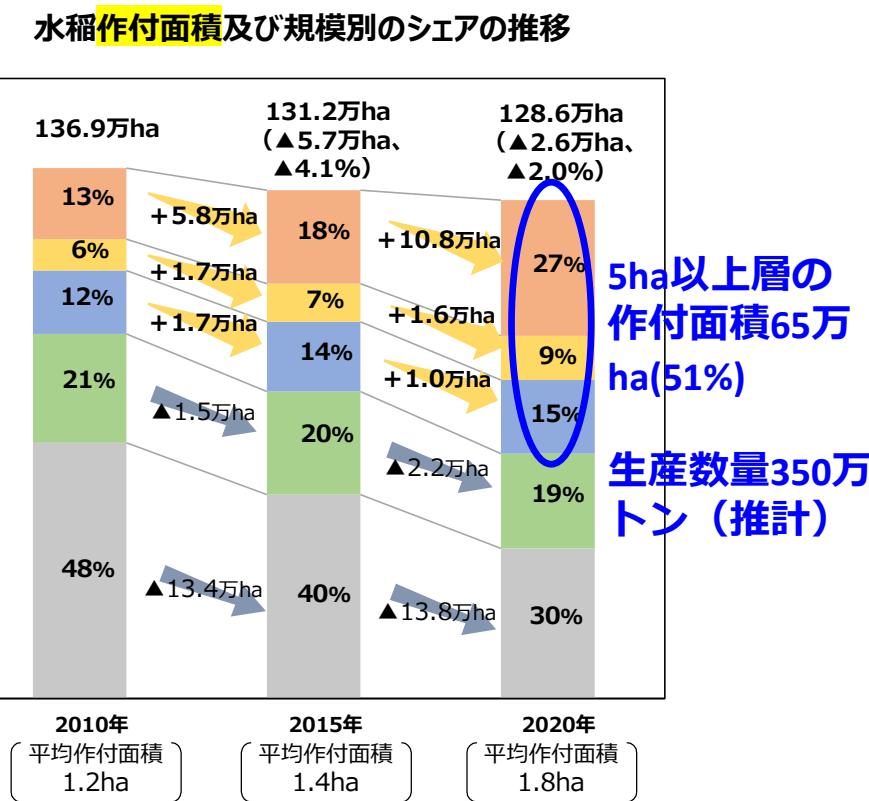
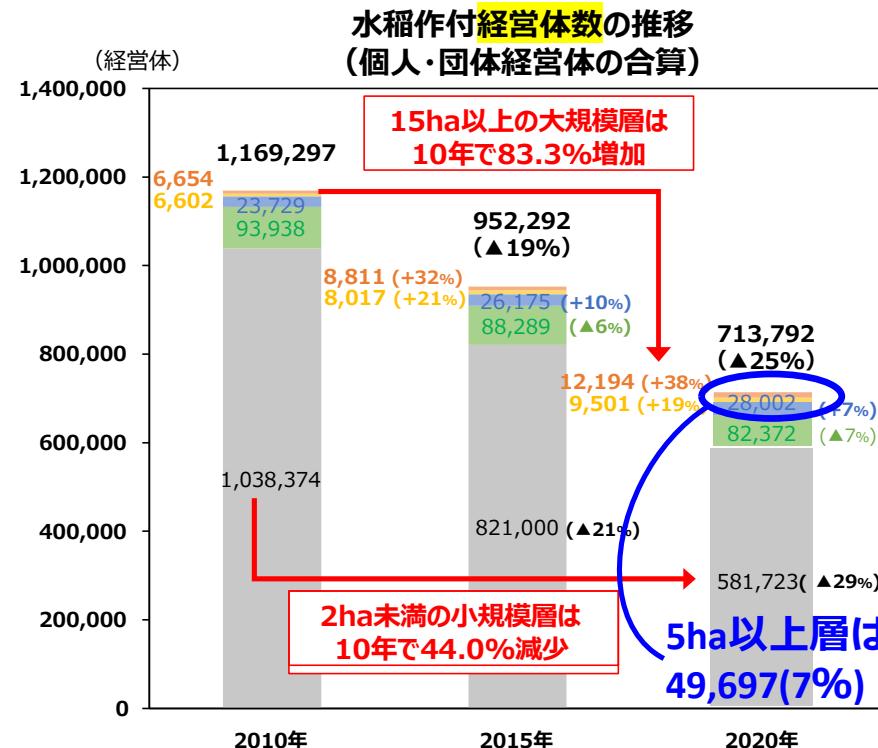
出典：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（個別経営体・令和4年産）」（組替集計）

注1：個別経営体：世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む）

注2：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

## 面積規模別の水稻作付経営体数と水稻作付面積の推移

- 水稲の生産構造がどのように変化してきたかを見るため、面積規模別の水稻作付経営体数と水稻作付面積に占めるシェアの推移を見ると、
  - ・小規模な経営体は急速に減少が進む一方で、
  - ・大規模な経営体は経営体数・水稻作付面積に占めるシェアのいずれも伸ばしており、大規模経営体に水田が集積していることにより、主食用米の作付面積は稻作経営体数ほど大きく減少しているわけではないことがわかる。



出典：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス」

■ 2.0ha未満 ■ 2.0~5.0 ■ 5.0~10.0 ■ 10.0~15.0 ■ 15.0ha以上

注：農林業センサスにおける調査・集計対象は『販売目的に水稻の作付けを行った者』及び『販売目的に水稻を作付けした面積』であり、農業経営体が作付けしていても販売しない分の水稻作付面積や、農業経営体の条件を満たさない自給的農家が作付けする面積は含まれていないため、作物統計による水稻の作付面積より小さくなることに留意。

## 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成25年～令和6年）

- 販売目的で水稻作付を行う農業経営体の総数は一貫して減少
- この11年間で、ほぼ半減（平成25年 1,041千戸→令和6年 548千戸）
- 前ページの2020年（令和2年）以降もこの傾向は不变。
- 直近の2024（令和6年）における水稻作付農業経営体数は、548千戸

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成25年	14 (100.0)	3 (24.3)	3 (18.6)	4 (31.4)	4 (25.7)	1,027 (100.0)	738 (71.8)	172 (16.7)	50 (4.9)	35 (3.4)	33 (3.2)
平成26年	14 (100.0)	3 (23.2)	3 (18.1)	4 (31.9)	4 (26.8)	997 (100.0)	707 (70.9)	171 (17.1)	51 (5.1)	34 (3.4)	35 (3.5)
平成27年	13 (100.0)	3 (23.1)	2 (15.6)	4 (31.4)	4 (29.9)	939 (100.0)	660 (70.3)	159 (16.9)	50 (5.3)	36 (3.8)	35 (3.7)
平成28年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (16.4)	4 (27.3)	4 (32.8)	876 (100.0)	599 (68.4)	153 (17.5)	51 (5.8)	34 (3.9)	39 (4.4)
平成29年	13 (100.0)	3 (22.2)	2 (13.5)	4 (31.7)	4 (32.5)	821 (100.0)	556 (67.7)	144 (17.5)	47 (5.7)	34 (4.2)	41 (5.0)
平成30年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (14.8)	4 (28.9)	4 (32.8)	793 (100.0)	531 (66.9)	141 (17.8)	46 (5.8)	34 (4.3)	42 (5.3)
平成31年 (令和元年)	12 (100.0)	3 (22.0)	2 (14.6)	4 (28.5)	4 (34.1)	766 (100.0)	507 (66.1)	138 (18.0)	44 (5.8)	34 (4.5)	43 (5.6)
令和2年	11 (100.0)	2 (19.6)	2 (14.2)	3 (29.3)	4 (37.0)	703 (100.0)	449 (63.9)	131 (18.7)	45 (6.5)	35 (4.9)	43 (6.0)
令和3年	10 (100.0)	2 (19.0)	1 (14.0)	3 (26.0)	4 (40.0)	644 (100.0)	410 (63.6)	121 (18.7)	41 (6.3)	31 (4.8)	42 (6.5)
令和4年	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (13.7)	3 (27.4)	4 (40.0)	601 (100.0)	381 (63.4)	111 (18.4)	39 (6.4)	30 (4.9)	41 (6.8)
令和5年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (12.9)	3 (28.0)	4 (41.9)	567 (100.0)	358 (63.1)	105 (18.6)	36 (6.3)	28 (4.9)	40 (7.1)
令和6年	9 (100.0)	2 (17.2)	1 (11.5)	2 (27.6)	4 (42.5)	539 (100.0)	340 (63.0)	100 (18.6)	33 (6.1)	27 (5.0)	40 (7.4)

注：平成27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農業経営体数：千戸  
下段（割合）：%

計  
1,041千戸



計  
714千戸



計  
548千戸

9年産に向けた水田政策の見直しには、上述したような論点について、財源も含めて、落ち着いた議論を行う必要

年末に向け  
て一気に議  
論が本格化

- ※ 政治は大混乱していたが、ようやく一区切り
- ※ 農業構造転換推進委員会での議論が今後本格化

## ＜最近までの米の需給・米価高騰をめぐる状況＞

（昨年夏以降の米不足、米価高騰の背景は何か？）

備蓄米放出騒動はこれからどうなるのか？

# 最近の米の需給・価格の動向【何が起きてるか？①】

## 6年産の生産量

- ・作況指数と現場感覚のズレ（「そんなに穫れてないぞ」の声）
- ・網目問題（統計と収量のズレ）  
⇒ **統計の精度を上げよう！（行財政改革路線の下、統計職員は大幅削減）**  
**なぜ作況指数の廃止なのか？**

## 消費の動向

- ・インバウンドによる消費増
- ・6年8月の南海トラフ臨時情報で家計の購買量が増加（食べたわけではない）
- ・生産者から集荷、卸、小売、消費者まで、各段階での**「念のため需要」**

## 民間流通の変容

- ・従来のメインプレーヤー（大手集荷・大手販売業者）以外の**新規参入**
  - ・1年1作の「万トン単位」の需給調整で、価格の微調整をやるのは土台無理
  - ・「高く仕入れたから、安くは売れない」の声もあり
  - ・そうはいっても、いずれバブルははじけるもの

# 最近の米の需給・価格の動向【何が起きてているのか？②】

## 備蓄米の放出

- ・当初、大規模集荷業者の不足分 21 万トン、その後、追加で 10 万トンを放出
- ・会計法など法令上の制約で、時価での競争入札 **【国有財産の適正管理は当然だ！】**

## 大臣交代後の方針転換

- ・法令の制約や従来の米政策の**ルールを無視**した、価格引下げのための随意契約
- ・米価が下がれば、消費者は喜ぶが、既に 31 万トンを購入した集荷業者（そこから買った卸・小売）の高値の備蓄米在庫はどうなる？
- ・「高米価で消費が減る」は「おためごかし」。既に 2,000 円米価は定着？
- ・**食料システム法の理念**はどこへ。定着しつつあった**コスト価格に冷水**。
- ・物価対策の象徴として、もはや「政策」ではなく「政局」
- ・持続可能な価格を大きく下回る 2,000 円／5kgなら、再び**コスト割れ米価へ逆戻り**

# 第3回米の安定供給等実現関係閣僚会議における 【検証】<令和7年8月5日>

## 《検証》

(1) 農林水産省は、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成(令和4年秋・令和5年秋)。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。

他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米とう精数量から推計した需要量(精米ベース)でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。

その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと(供給面の要因)に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。

この結果、生産量は需要量に対し不足(令和5/6年:40~50万トン程度(需要量比:6~8%程度)、令和6/7年:20~30万トン程度(需要量比:4~5%程度))し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかた。

(2) 民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足するとの不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。

(3) これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、生産量(玄米ベース)は足りているとの認識の中で、  
①流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分。  
②政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延。  
こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。

# 第3回米の安定供給等実現関係閣僚会議における 【今後の方向】 <令和7年8月5日>

## 《今後の方向性》

- ①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行
- ②農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた生産性の向上
- ③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての輸出の抜本的拡大
- ④精米ベースの供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った需給見通しの作成と消費拡大
- ⑤流通構造の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成
- ⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和9年度）等

## 「検証」の内容と「今後の方向性」がズれている！

- 「作況指標の廃止」宣言も、「作況単収指標」に落着。統計の人員や予算の拡充こそ必要
- 「需要に応じた生産」は間違っていたのか
- 増産に舵を切って、消費が減少したらどうするのか
- 「余ったら輸出、不足したら国内に振り向け」なんて誰がどのようにやるのか

# 今後の米の需給・価格はどうなるのか？

## 令和7米穀年度の需給は大幅に緩まないか？ 増産なんかして大丈夫か？

令和7年5月 基本指針

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

令和 6 /7 年	【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】		
	(万トン(玄米))		
	令和6年6月末民間在庫量	A	153
	令和6年産主食用米等生産量	B	679
	令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	832
	令和6/7年主食用米等需要量	D	674
令和7年6月末民間在庫量		E=C-D	158

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

令和 7 /8 年	【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】		
	(万トン(玄米))		
	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	841
	令和7/8年主食用米等需要量	H	663
令和8年6月末民間在庫量		I=G-H	178

注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注2:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

需給見通し(案)

【令和6/7年の主食用米等の需給実績(速報値)】

令和 6 /7 年	【令和6/7年の主食用米等の需給実績(速報値)】		
	(万トン(精米))		(万トン(玄米))
	令和6年6月末民間在庫量	J	135
	令和6年産主食用米等生産量	K	606
	政府備蓄米供給数量	L	32
	令和6/7年主食用米等供給量計	M=J+K+L	773
令和6/7年主食用米等需要量		N	633
令和7年6月末民間在庫量		O=M-N	140
			157

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

令和 7 /8 年	【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】		
	(万トン(精米))		
	令和7年6月末民間在庫量	O	140
	令和7年産主食用米等生産量	P	645~668
	政府備蓄米供給数量	Q	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	R=O+P+Q	807~829
令和7/8年主食用米等需要量		S	624~631
令和8年6月末民間在庫量		T=R-S	176~205
			198~229

注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注2:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入(令和6/7年:約4万実トン)による輸入米は含まれない(財務省「貿易統計」より)。

注3:令和7年産の予想収穫量(9月25日現在)や精米歩留り率等が判明した後に、これらを需給見通しの各数値に適宜反映させる。

令和7年  
9月19日

令和7年9月  
25日作況

748万トン

218~232万トン

ではない」とも述べ、  
価格を下げるための放  
出は否定した。  
25年産の主食用米の  
収穫量が前年から大幅  
に増え、需給緩和への  
懸念が広がる中、備蓄

米の買い入れや買い戻  
しの時期も焦点となる。  
鈴木農相は「通常  
の（備蓄量の）レベル  
に戻していく」とする  
一方、「1年でできる

べた。  
2027年度以降の  
水田政策の見直しに向  
けては「セーフティーネッ  
トの前に、価格で  
しっかりと報われて再  
生産・再投資ができる

環境をいかに整えるか  
が肝心」との考えを示  
した。生産性の異なる  
平場と中山間地といっ  
た「格差をしっかりと  
埋める」とも述べた。  
(本田恵梨)

鈴木憲和農相は22  
日、農水省で就任記者  
会見に臨み、米の生産  
について「需要に応じ  
た生産が原則・基本」  
などの考え方を示した。  
米の市場拡大に海外を  
含めた需要の創出に意  
気込みを見せた。「価  
格はマーケットの中で  
決まるべき」と重ねて  
強調し、米の価格抑制  
を目的にした政府備蓄  
米の放出には否定的な  
考え方を示した。米の価  
格上昇の中で、需要に

応えるための対策を経  
済対策に盛り込む方針  
も示した。  
▼3面に関連記事  
鈴木農相は「生産現  
場が先の見える農政を  
実現したい」と述べ、  
米価の安定などに意欲  
を示した。石破政権が  
掲げた米の増産を巡っ  
ては「海外も含めて米  
のマーケットがしっかりと  
拡大していくことを  
目指す」と述べた。  
一方、海外の販路  
などを拡大していくこ  
とで「中長期で見ると  
必ず米の需要が増えて  
いく世界を作っていく  
たい」と意気込んだ。  
米の需給状況につい  
ては「不足感は解消さ  
れないときはしっかりと  
出す」と強調した一方、  
「政府が価格にコント  
ロール（関与）すべき



(22日、農水省で)鴻田寛之撮影

# 需要応じた米生産「原則」

鈴木農相 海外需要拡大に意欲

鈴木新農水相は  
まともな農政へ回帰  
するのか

鈴木憲和農相は27日の民放番組で、石破茂前首相が米の店頭価格が「(5月) 3000円台でなければならぬ」などと発言したことに對し、「政治側から価格にコミット(関与)するような話をするのはいかがなものか」と疑問を呈した。経済対策では、米のクーポン券配布が有効との認識を示し、自治体に裁量がある「重点支援地方交付金」の活用を促すメニューを示す方針を明らかにした。石破前首相は5月、米の店頭価格を「3000円台でなければならぬ。4000円台など」といふのはあつてはならない。一日も早く実現する」と国会で強調。政府備蓄米放出で価格に介入する姿勢を明確にしていた。鈴木農相は番組で、

鈴木憲和農相は27日の民放番組で、石破茂前首相が米の店頭価格が「(5月) 3000円台でなければならぬ」などと発言したことに對し、「政治側から価格にコミット(関与)するような話をするのはいかがなものか」と疑問を呈した。経済対策では、米のクーポン券配布が有効との認識を示し、自治体に裁量がある「重点支援地方交付金」の活用を促すメニューを示す方針を明らかにした。石破前首相は5月、米の店頭価格を「3000円台でなければならぬ。4000円台など」といふのはあつてはならない。一日も早く実現する」と国会で強調。政府備蓄米放出で価格に介入する姿勢を明確にしていた。鈴木農相は番組で、

望ましい価格水準を「首相が発言すべきではない」と批判。需給を安定させることで価格の安定につなげていくべきだとした。

増産し、余った分を輸出に回すという考えには、「順番が逆だ。実際に輸出の現場で向こうのスーパーとやり取りをしたことのない人の考え方」だと強調。増産を進める前に、海外市場の拡大が必要との考え方を示した。

政府は今後、物価高に対応する経済対策と、裏付けとなる2025年度補正予算案を編成する。鈴木農相は、米のクーポン券の配布について、重点支援地方交付金の活用を想定しつつ、「こういう形でやってもらえたら良い循環になるのではないかという姿は示したい」と述べた。

## 今回の基本指針の変更（案）

[令和8/9年の需給見通しの設定]

### ○ 令和8/9年の主食用米等の需給見通し

今回(10月31日)			
		(万玄米トン)	(万精米トン)
令和8年6月末民間在庫量	H	215~229	191~205
令和8年産主食用米等生産量	I	711	630~637
令和8/9年主食用米等供給量計	J=H+I	926~939	821~841
令和8/9年主食用米等需要量	K	694~711	622~630
令和9年6月末民間在庫量	L=J-K	215~245	191~220

令和8年産米の生産量は需要に応じて設定

② 需要見通しに対して余裕をもって設定  
(①で設定した需要量見通しの上限値に設定)

令和8年生産量  
711万トン

① 令和7/8年の需要見通しの算定の考え方  
襲して設定

③ 上記①~②の見通しに伴い設定

※1 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。

※2 政府備蓄米の放出(全体で約59万玄米トン)に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

## 消費者も納得する再生産可能な米価水準の実現と 米需要の維持拡大の同時追求を！

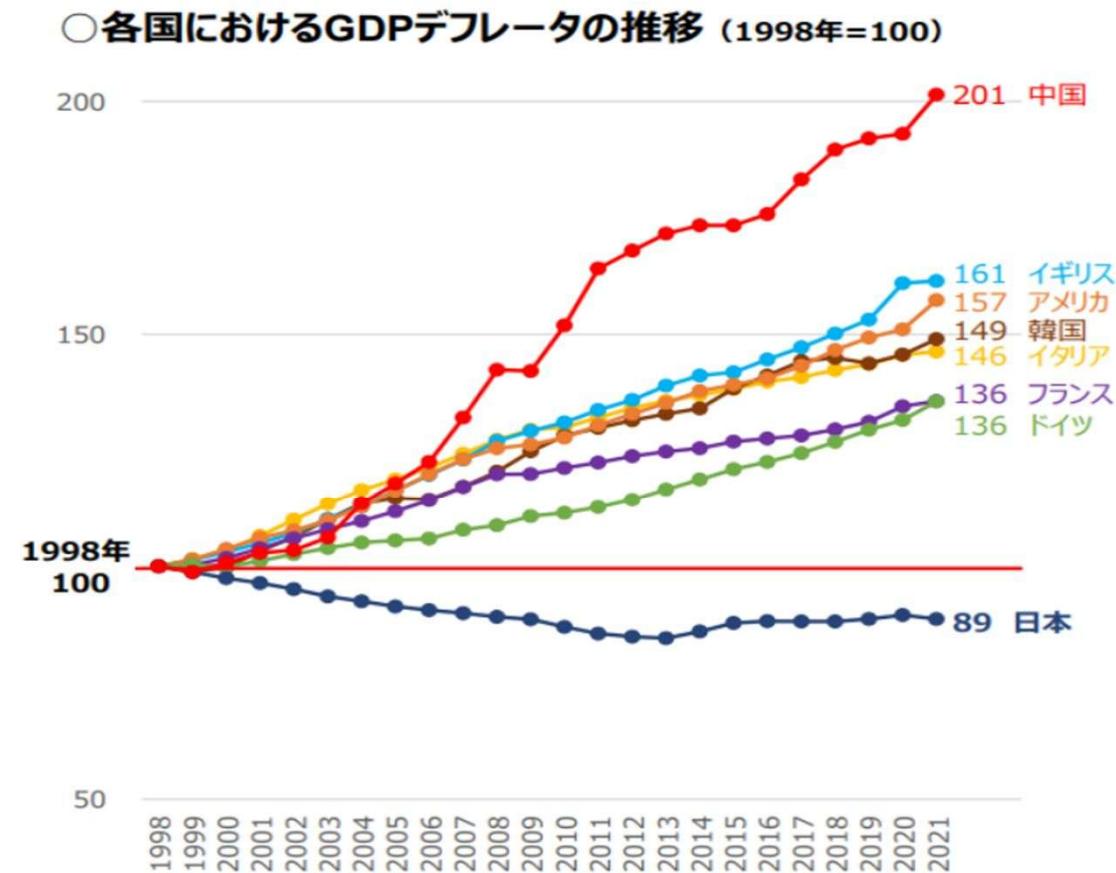
- 1 国内マーケットが閉じている（平成5年閣議了解）米については、先般成立した**食料システム法の理念**の実践で消費者納得価格と再生産可能価格の一致を目指す。
- 2 そのためには、**消費者の理解醸成活動と、生産者の生産性向上努力**が必要
- 3 テーブルライスだけでなく**広義の米の需要**（主食用、加工用、輸出用、米粉用等）**に応じた生産**は、不可欠。「**作りたいだけ作って、余ったら輸出**」はマーケティングの実務や現実の輸出現場を知らない**暴論**
- 4 その上で、地理的・自然的制約による輸出国との圧倒的なコスト格差については、**財政により支援する必要**  
【**多面的機能や食料安全保障のコスト**として認識するべき】

## ＜適正な価格形成＞

適正な価格形成とは何か  
なぜ必要なのか

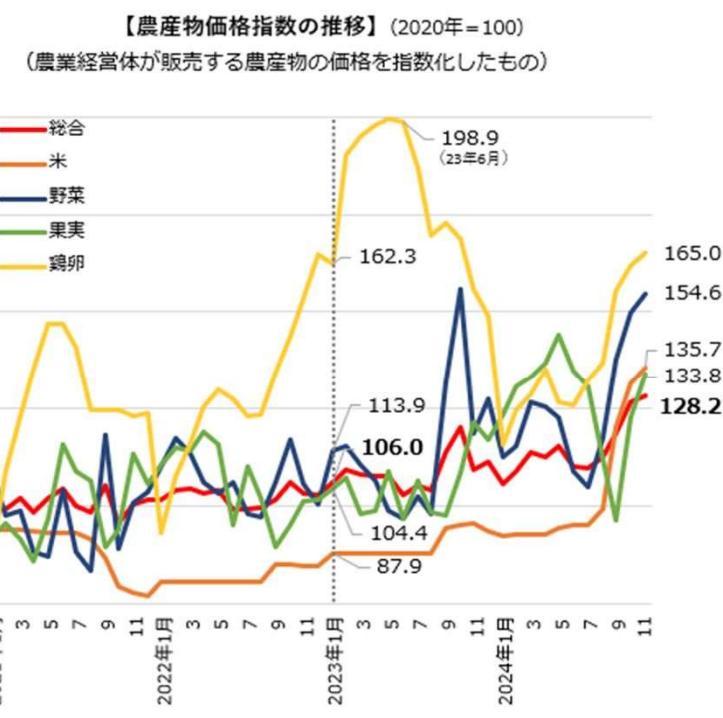
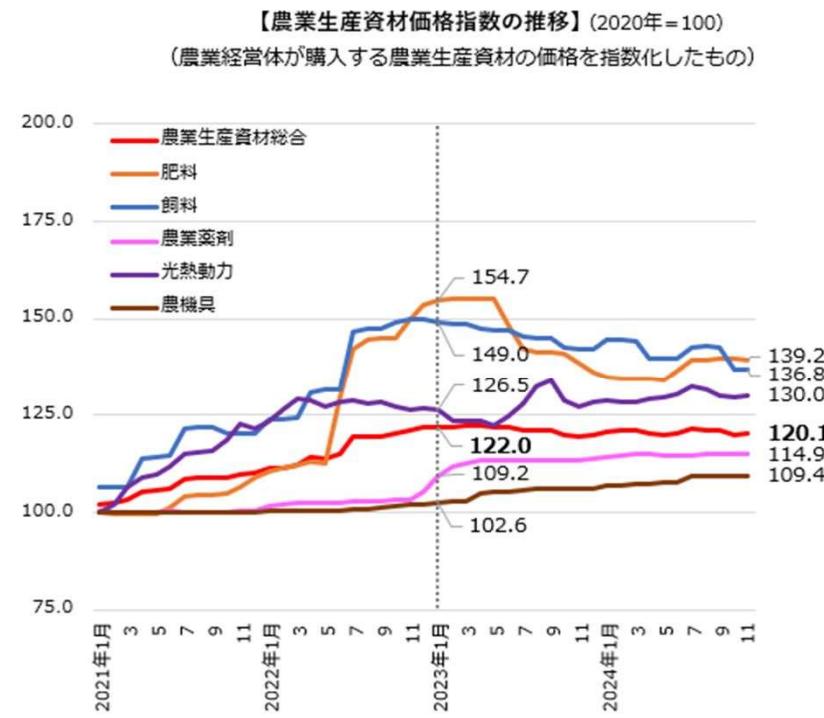
## 主要国における物価の動向

- ◆ 1998年を基準に主要国における物価の動向を比較すると、中国が2倍、G7諸国が1.4倍から1.6倍の物価上昇となっているのに対して、我が国はマイナス11ポイントの物価下落
- ◆ 1990年頃のバル崩壊後いわゆる「失われた30年」の間、わが国だけデフレ傾向が継続



# 農産物・食料品の価格形成をめぐる状況

◆ ここ数年の輸入原材料・エネルギー価格高騰の下で、**本来は、農業生産、食品製造、卸・小売など食料システムの各段階で、持続可能（＝再生産可能）な「価格形成（価格転嫁）」が行われる必要**



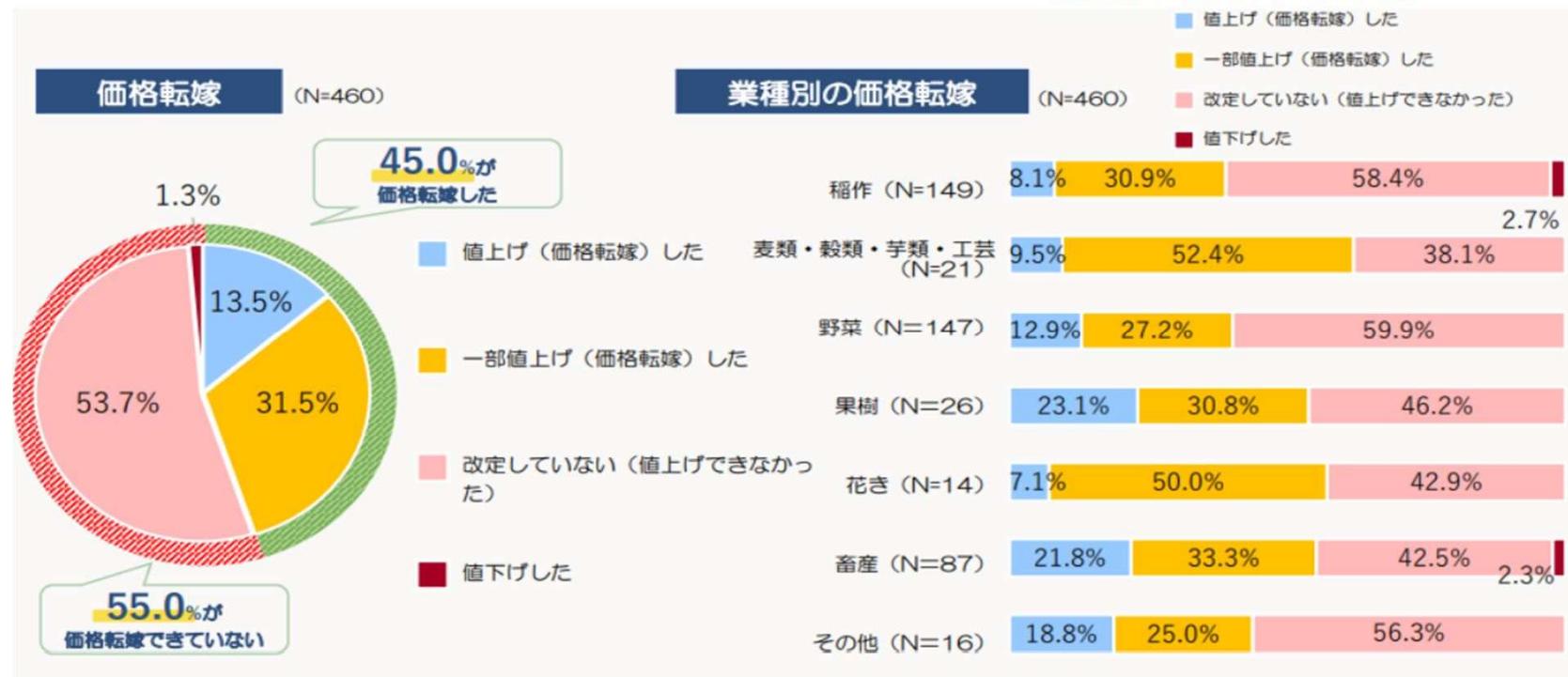
資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

# ところが、農業生産段階では「適正な価格転嫁」は実現できていないとの印象

## 《日本農業法人協会のアンケート調査》

調査の概要：2022年11月から12月にかけて、日本農業法人協会の正会員2082先にWEB又はFAXでアンケート調査  
(460先から回答あり。回答率22.1%)



資料：日本農業法人協会「2022年12月 コスト高騰緊急アンケート」から引用

# 同じく、食品製造・外食・流通業においても同様の状況

## 【コスト増に対する価格転嫁割合（転嫁率）】

	コスト増に対する転嫁率					各要素別の転嫁率															
						原材料					エネルギー					労務費					
	23年3月	23年9月	24年3月	24年9月	25年3月	23年3月	23年9月	24年3月	24年9月	25年3月	23年3月	23年9月	24年3月	24年9月	25年3月	23年3月	23年9月	24年3月	24年9月	25年3月	
<b>全体</b>	47.6	45.7	46.1	49.7	52.4	48.2	45.4	47.4	51.4	54.5	35.0	33.6	40.4	44.4	47.8	37.4	36.7	40.0	44.7	48.6	
<b>食品製造</b>	54.2	53.7	50.0	55.3	60.3	55.2	52.5	51.6	58.3	62.7	39.9	37.6	42.7	47.6	52.2	39.3	39.9	41.2	47.2	51.7	
<b>飲食サービス</b>	55.6	52.1	51.5	59.0	57.3	55.8	47.6	53.0	61.2	58.4	37.4	34.0	38.3	49.0	48.2	41.4	35.7	37.8	49.4	46.1	
<b>卸売</b>	56.9	50.5	47.0	51.2	54.4	55.5	50.5	47.5	51.7	56.5	41.5	35.1	39.6	43.9	48.1	41.7	35.6	38.3	42.9	47.4	
<b>小売</b>	53.7	48.7	47.1	48.8	52.5	53.3	47.3	47.8	49.2	53.4	38.3	33.2	40.5	41.7	46.8	39.1	35.0	38.6	40.5	46.3	
<b>(参考) トラック輸送</b>	19.4	24.2	28.1	29.5	36.1	17.9	17.3	24.6	25.7	32.1	19.4	20.7	25.9	27.2	33.1	18.2	19.1	24.0	26.9	32.8	

資料:中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」(2023年3月、9月、2024年3月、9月、2025年3月)を基に作成

## 改正基本法の「適正な価格形成」に関する条項

- ① 「合理的な費用」を基本法に位置付け（第2条第5項、第23条）  
従来の「需給事情及び品質評価が適切に反映される」べきとの市場メカニズムに加えて、「食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される」べきと、規定が拡充
- ② 食料システム全体としての努力（第2条第5項、第23条）  
農業生産だけではなく、食品製造・流通・消費に至る一連の流れを「食料システム」として概念を定義付けし、目指すべき方向を明確化
- ③ 消費者の役割と行動変容（第14条）  
「安ければよい」との考え方ではなく、「食料の持続的な供給に資する物の選択に務めること」が消費者の役割として明確化  
→「適正な価格形成に関する協議会」で食料システム構成員が一堂に会し検討を行い、今年の通常国会で食料システム法が成立

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）

改正後	改正前
<p>(食料安全保障の確保)</p> <p>第2条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、<b>食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。</b></p> <p>4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、<b>食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び<b>食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持</b>が図られなければならない。</b></p> <p>5 食料の合理的な価格の形成については、<b>需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の<b>食料システム</b>（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにならなければならない。</b></p>	
<p>(消費者の役割)</p> <p><b>第14条</b> 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の<b>食料の持続的な供給に資する物の選択に務めること</b>によって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。</p>	<p>(消費者の役割)</p> <p><b>第12条</b> 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。</p>
<p>(食品産業の健全な発展)</p> <p><b>第20条</b> 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の<b>食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進</b>その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(食品産業の健全な発展)</p> <p><b>第17条</b> 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>(食料の持続的な供給に要する費用の考慮)</p> <p><b>第23条</b> 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により<b>食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進</b>その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	(新設)

## ＜食料システム法の制定＞

〔 基本法の改正を受けて制定された食料システム法は、価格転嫁に資するどんな仕組みなのか 〕

## 食料システム法の概要

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)



### 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

#### ○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

#### ○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

#### 1 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定 ((2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等)。
- (2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動  
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行つことに寄与する情報の伝達等)  
※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

- (3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

#### 〈支援措置〉

- (2) の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資  
農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等  
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)
- (3) の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

#### 2 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。
- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
  - ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があつた場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。
- (4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。  
① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。  
② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。  
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)  
※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。
- (5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

### 卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

〔ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能  
・(1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定  
・(5)のうちの団体の認定に係る準備行為〕

食料システムとは、食料の供給に共に責任を負うべき関係者の総体を一つの有機的な組織として観念し定義づけたもの【改正基本法第2条第5項：48ページ参照】

食料システムは、農産物を生産する農業者はもちろん、食品メーカー、卸売関係事業者、小売業者、流通業者、そして食品を最終消費する消費者までを包含。

従来、ともすれば、「農業者と食品メーカー」「農業者と卸売関係事業者」は取引当事者であり、敵対的な関係とみなされがち。

⇒ 農業者からできるだけ安く購入できれば、食品メーカーなど川下のコストは低下し楽になるが、農業者のコスト割れが続ければ、農業の再生産は不可能。

このように、食料システムの当事者を敵対的な関係と捉えるのではなく、この国の中食料を安定的に供給するいわば「同志」として認識し、**食料システム全体の存続が持続可能となるよう、関係者が皆で協力していこう**、というのがこの法律の趣旨。

食料システム法制定に至る2年間、農水省は農業から食品産業、卸売、小売、消費者まで関係者が一堂に会する検討会議を設置し濃密な議論・検証を実施【講演者もメンバーとして参加】

## 食料システムを通じた食料の持続的な供給①

### 【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



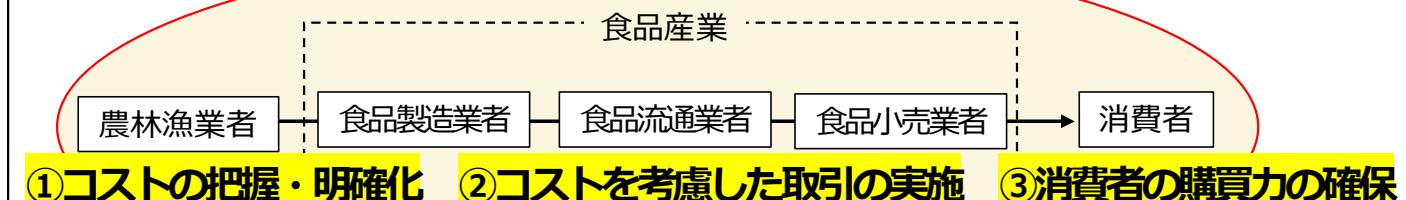
### 【考え方】

食品の**生産から消費までの各段階の関係者**を通じて、持続的に供給できるよう**協調**。



### 【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、  
食料システムの持続性を確保する  
ために、**協調**することが必要。



生産性や付加価値の向上

多様な商品・サービスの提供

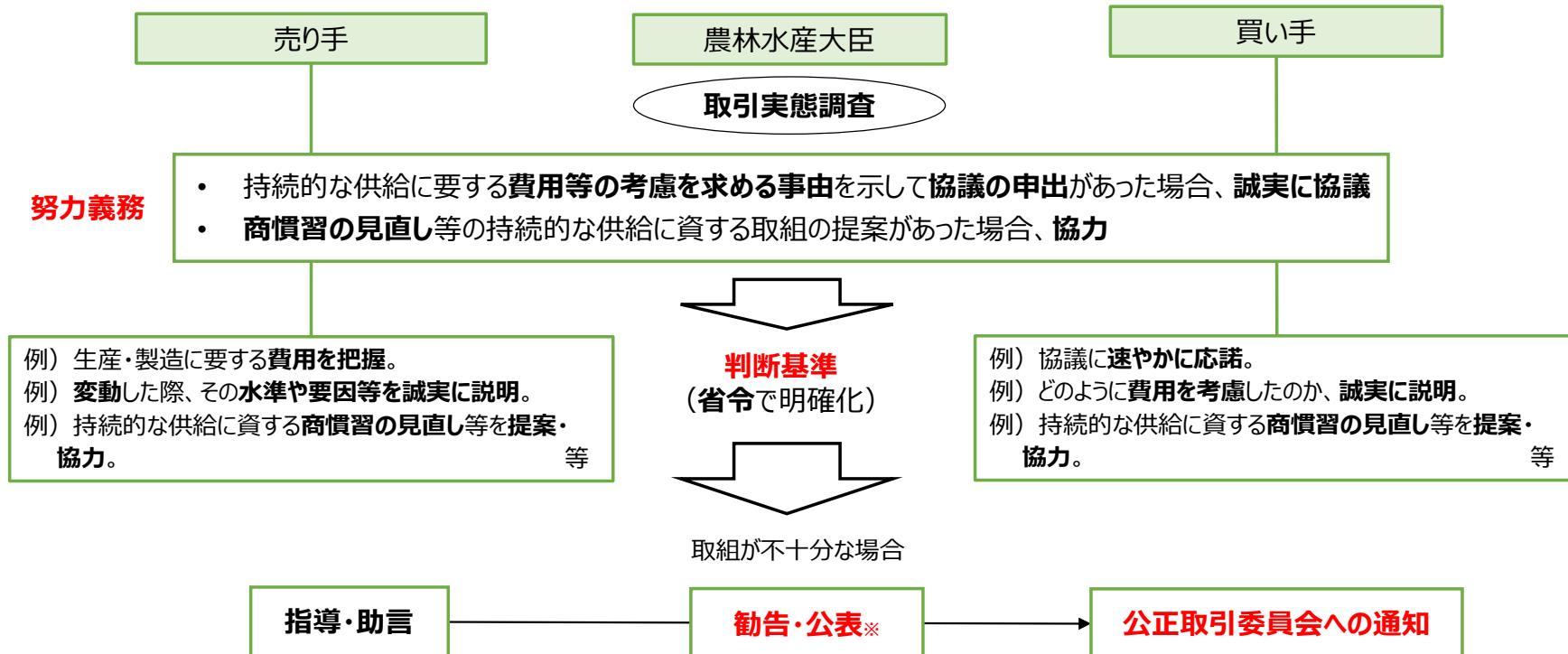
生産・流通段階への理解

持続可能な食料システムを実現

## 合理的な費用を考慮した価格形成（規制的措置の導入）

- 最終的な取引条件は当事者間で決定という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「努力義務」を明確化。
  - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
  - ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、協力
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「行動規範」（判断基準）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、指導・勧告等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、合理的な費用を「考慮」～規制的措置の導入～



## 問題となり得る食品の取引の例



- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

### 【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 価格交渉に際し、過度に詳細な費用の内訳の提出を求められ、実質的に協議に応じない。



### 【補助金等を理由とする値引き要請】



- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由として、**当該支援分等の値引き要請**を行う。  
例) 補助金単価の増額に伴い、増額分の全部又は一部の値下げを要求。

### 【納品価格の一方的な決定】



- 消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方的に**求めることが**常態化**している。

### 【商慣習の改善に対する一方的な非協力】



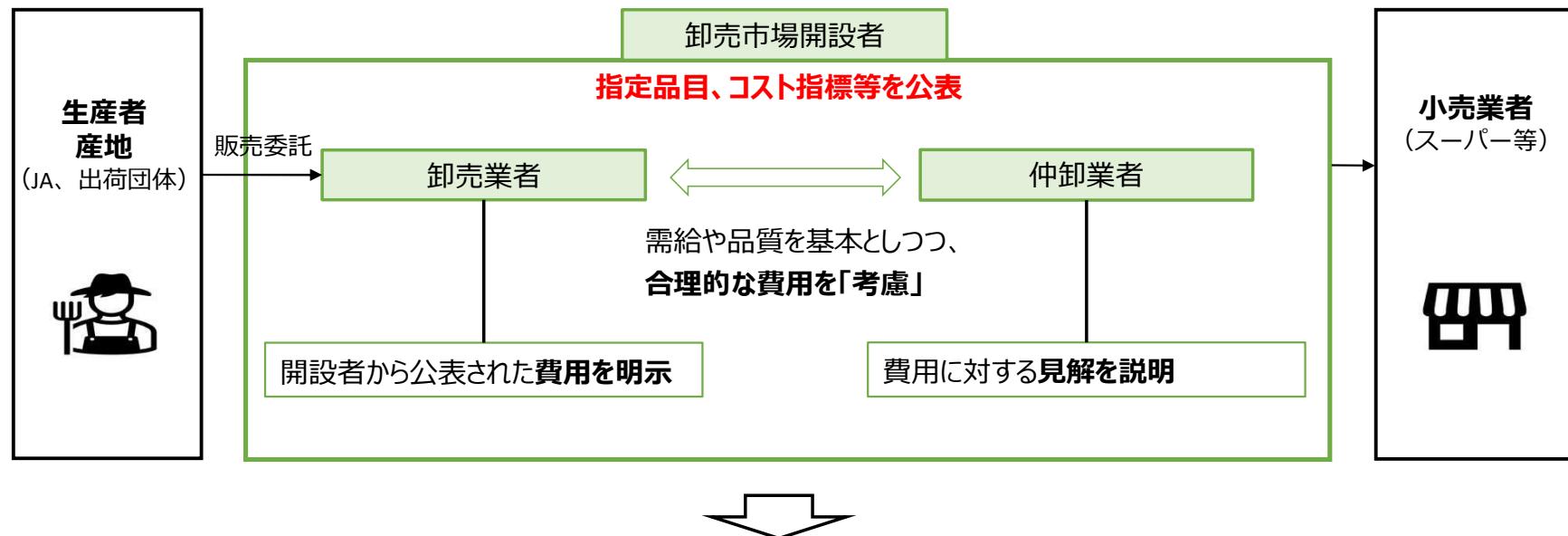
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方的に協力しない**。

## 合理的な費用を考慮した価格形成（市場取引での対応）



- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

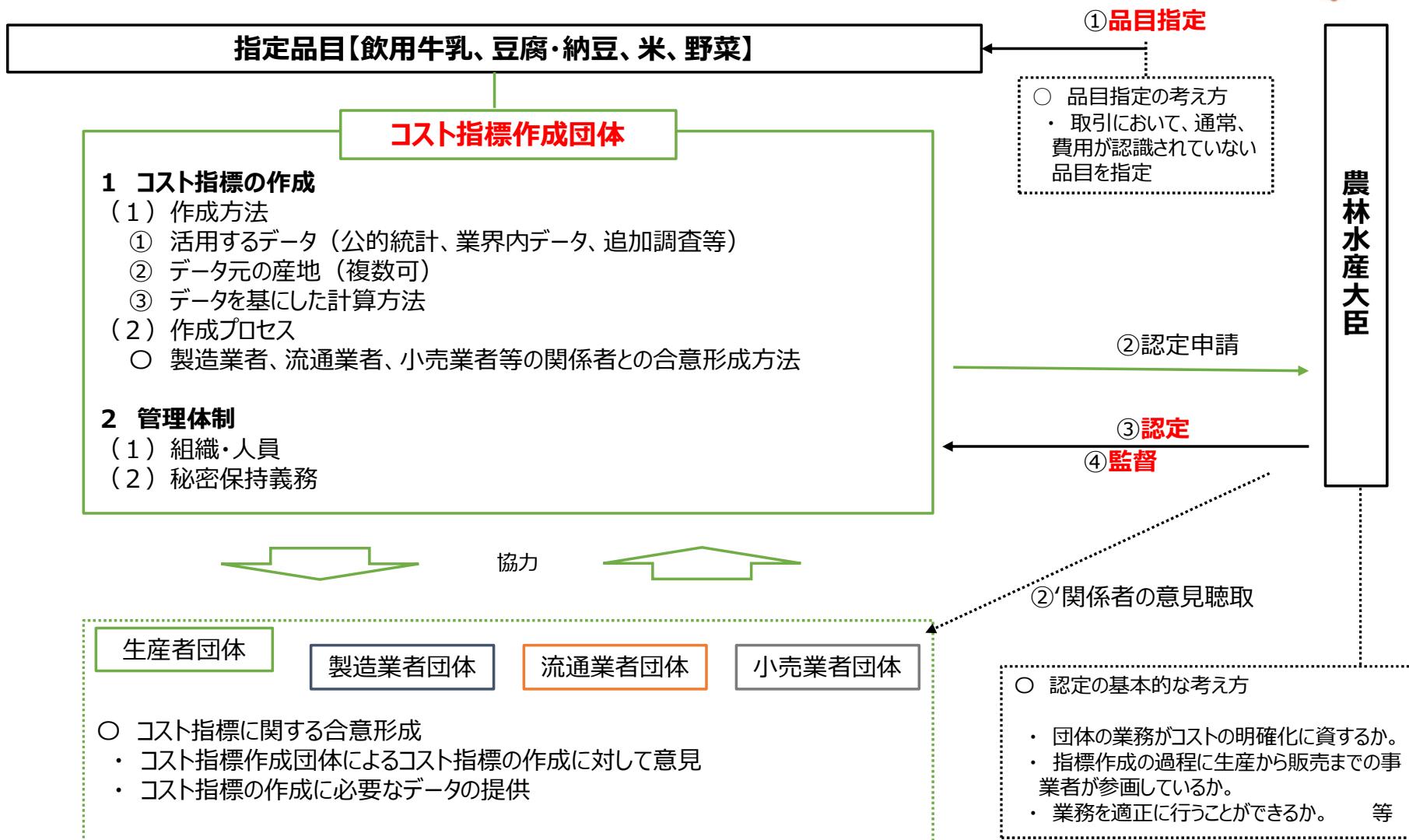
- 市場取引でのコストの考慮



**(運用)**

- ・貯蔵性の高い品目
- ・取扱数量を設定
- ・売残りの場合には、翌日持越し等

## 合理的な費用を考慮した価格形成（品目の指定／コスト指標の作成）



# フードGメンの発足について



- 本省・地方農政局等に**食料システム法の適正な執行**を行うための「フードGメン」を配置（令和7年10月）。
- フードGメンは、食品等の取引実態を把握する「**食品等取引実態調査**」、法に基づく指導・助言、勧告・公表等の「**監視指導業務**」を実施。

## 1 フードGメンについて

- 食料システム法（取引適正化関係）を適正に執行し、法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、本省及び地方農政局等に、「**フードGメン**」を配置。
- **令和7年10月1日**、本省2名と8つの地方農政局等の各2名による**計18名体制で発足**（今後、更なる体制拡充に向けて、増員を要求中。）。

## 2 フードGメンの業務内容

### （1）調査の実施（令和7年10月～）

#### ① 食品等取引実態調査

- 法定調査として、価格交渉・転嫁の状況、取引上の課題など、**食品等の取引の実態を把握**するため、**アンケート調査**及び**ヒアリング調査**※を実施。調査結果は取りまとめ、**公表**。  
※ アンケート調査及び②により得た情報等を基に、情報提供者やその取引先事業者に対する調査を実施。

#### ② 情報受付窓口対応

- 本省ウェブサイトに**情報受付窓口**を設置し、食品等の取引条件や商慣習に関し、**事業者等からの情報を広く受け、必要な対応を行う**。

### （2）指導・監督措置（令和8年4月～）

- 疑義案件について、**立入検査・報告徴求**を行うとともに、法に基づく**指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知**の措置を実施する。

# 食品等取引実態調査



- 令和7年10月以降、食料システム法に基づき、食品等の取引の適正化が図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況などの実態を把握するため、新たに、食品等取引実態調査を実施。

## 食品等取引実態調査（概要）

- **調査対象** 食品等の取引を行う食品等事業者、農林漁業者等
  - **調査内容** 食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況等  
(価格交渉の状況、コスト増を価格にどの程度転嫁できているか、協議申出を理由とする不利益な取扱いを受けていないか等)  
アンケート調査 全国約2万の事業者に調査票を送付（Webによる回答）  
※調査先は、業種、企業規模等に偏りがないよう選定（無作為抽出）  
ヒアリング調査 全国の事業者から広くヒアリングを実施  
(問題となりそうな事例、他社の参考になる改善事例・優良事例などを聴取)
  - **調査時期** 令和7年10月10日から開始
- ※ 調査結果は、取りまとめの上、個社を特定できない形で公表予定。  
※ 調査結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導・助言（努力義務違反等についての指導、勧告等は、令和8年4月の全面施行後から）を行うほか、今後の施策の見直し等に活用。

# フェアプライスプロジェクト（消費者理解の醸成）

- 持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。
- コンセプト「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を、考える。」

## これまでの取組内容

### 値段のない スーパーマーケット

食品スーパーを模した会場で、消費者がコストなどの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を取り、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える消費者参加型イベント(総来場者数:9,886名)



東京駅前のKITTE丸内他で実施

### 動画の発信

生産現場の窮状や、小売段階において販売価格の決めるものの難しさなど、食品の生産・製造・流通の実情への理解を広げるため、各種動画コンテンツにより広く発信（動画数:32本、総再生回数:約1,400万回）



生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生産者の声を発信したインタビュー動画



生産と消費の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めるものの難しさを描いたドラマ仕立ての動画



親子等向けに食品の値上げ等の背景を伝える、アニメ作品『あはれ！名作くん』(Eテレ (2016～2022)) コラボ動画

## R7年度の取組内容

### 値段のない スーパーマーケット

昨年度好評だった「値段のない スーパーマーケット」は、以下を予定

- ・東京会場（①丸の内行幸通り、②代々木公園）
  - ①東京都味わいフェスタ(10/24～26)
  - ②ファーマーズ＆キッズフェスタ2026(2/28～3/1)
- ・大阪会場 梅田駅前のOS広場(11/1～2)
- ・食育の一環として、学校での出前授業（私立明星中学校（東京都府中市）他）

なお、Web体験版は6月に農水省HPで公開済み



### 値段のない お豆腐屋さん

品目を豆腐に絞り、サプライチェーン全体の流れやコストの内訳を展示から学び、体感してもらうイベント

10月9日（木）～12日（日）  
東京駅前のKITTE丸内で実施



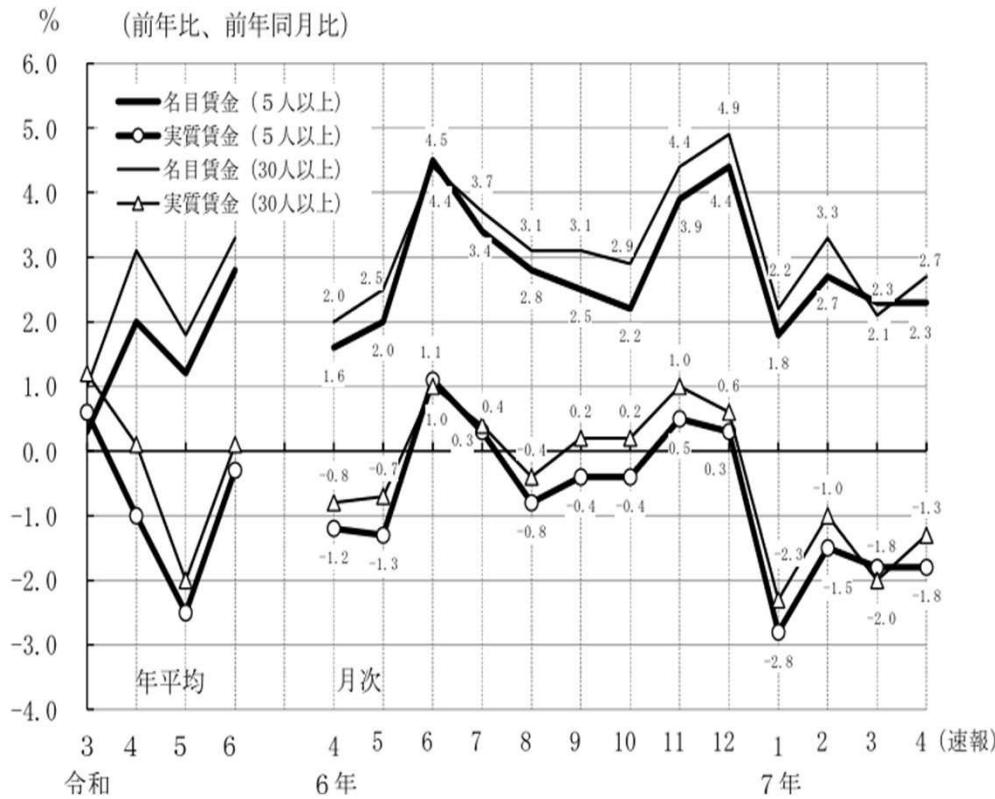
### 動画の発信

食料システム法により事業者間の価格交渉の現場がどのように変わらるのかを伝えるドラマ（昨年度の続編）

## 賃上げ等による消費者の購買力の確保 【大きな経済政策】

- 政府では、**政労使による意見交換**等を通じて賃上げの取組を推進。
  - 大手企業では昨年を上回る賃上げが実現。引き続き、**中小企業**での取組が課題。

## ○実質賃金の動向（労働者全体）



○2024年10月9日の会見での総理発言（抜粋）

長い地道な取組により、デフレからの脱却に向けた歩みは、確かなものとなりつつあります。

その一方、国民の皆様方が約30年ぶりの物価上昇に直面しておられることも事実であり、当面の物価高対策とともに、**実質賃金の上昇を実現していかなければなりません。**

### ○中小企業と大企業の賃上げ率



(出典) 令和6年第3回経済財政諮問会議(令和6年4月2日)資料

# 改正基本法・基本計画の下での農協系統への期待

- ※ 基本計画ではどう位置付けられたか？
- ※ 10年前の「農協改革」を忘れずに、「自己改革」と「仲間作り」が不可欠
- ※ 農地の上で営まれ地域とともににある「農業」は、都会目線の競争原理だけでは律しえない
- ※ 「町のネズミ」と「田舎のネズミ」・・・(イソップ寓話)
  - 「どちらが正しい」ではない
  - 価値観・人生観の問題

## 新基本計画における「農協系統組織の役割・取組」 に関する記述（抜粋）

（前段略）

このため、組合員との対話を徹底し、経済事業等に対するニーズや地域の実情を把握した上で、持続的な自己改革の取組の深化、農協自らによる合理的な価格形成等の実現に向けた取組、農協がスマート農業の推進や農業支援サービスの実施に取り組むことによる農業者の下支えを促進する。あわせて、組合員が必要とする事業を持続的・安定的に提供できる体制を維持するため、効率的な業務運営等の取組を促進する。

キーワード！

- ① 組合員のニーズ（「農協のための組合員」ではなく、「組合員のための農協」）
- ② 合理的な価格形成（「単純委託」ではなく、「市場開拓と買取販売」）
- ③ スマート農業（「ザルビオ」や「z-GIS」など、農協系統も努力）
- ④ 農業支援サービス（サービス事業体への支援はもとより、農協事業としての支援サービス事業）

## 農政における「産業政策」と「地域政策」

- ◎ 農業政策は、大別して、①競争力ある農業を実現し産業として成り立つ経営体を育成するための「産業政策」と、②豊かで活力ある農村を実現するための「地域政策」に分類される。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ① 農地政策…集積・集約化、大区画化<br>規模拡大              | ① 日本型直接支払施策…多面的機能支払い、中山間支払い、山村振興 |
| ② 経営政策…経営安定対策(収入保険)、<br>担い手育成、法人化、新市場開拓 | ② 農山漁村活性化政策…都市農村<br>交流、定住促進、山村振興 |
| ③ 生産対策・技術政策…米政策、畜産クラ<br>スター、スマート農業      | ③ 雇用・所得確保対策…農泊、ジ<br>ビ工対策、農福連携    |
| ④ 貿易政策…TPP、日EU・EPA、日米貿<br>易協定、輸出促進政策    |                                  |
| ※ 農業・農村整備事業…地域農業の基盤であると同時に集落の生活環境にも貢献   |                                  |

# 農政における「産業政策」と「地域政策」

- ◎ 産業政策推進による **ミクロの好循環** と **マクロの悪循環** を認識すべし
- ① 個別経営体による合理的な選択である「規模拡大→効率化→新規市場獲得（輸出など）→所得向上→さらなる規模拡大」 という **ミクロの好循環**
- ② 「多数のリタイア農家の出現→比較劣位な中山間地の耕作放棄・集落の崩壊→人口減少→過疎化の進展→更なる耕作放棄地発生」 という地域にとっての **マクロの悪循環**
- ◎ ミクロの好循環を進めつつマクロの悪循環を回避するのが政策
- ◎ 農業を成長産業化させる「産業政策」と農村を維持発展させる「地域政策」は、「車の両輪」で、どちらも大切。
- ◎ **地域政策なき産業政策では、「一将功成りて万骨枯る」**

# 地方創生と農政

- ◎ 農業は、他産業とは異なり、農地【地域】抜きには存在しない。
- ◎ いかに地方に人に住んでもらうか、という地方創生の観点からも、農業・農村は重要
- ◎ 地方創生には、交通手段、住環境、医療、教育なども必要だが、そこに住む人に生業(なりわい)が無ければ成り立たず
- ◎ 産業政策中心の農政で、成長産業化した一握りの農業者が残れば、それでよしではない。

## 資本の論理 と 協同組合原則

- ◎ 100年に一度の新型感染症の発生・流行
  - ※ 100年前とは、グローバル化の度合いが様変わり
  - ※ 感染症で、世界の物流は寸断、世界の工場「中国」の影響力
- ◎ ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢など、法と正義に基づく世界秩序に揺らぎ
  - ※ 5年前、マスクがない、消毒薬がない、トイレ紙がない
  - ※ 50年前、同盟国米国が大豆を禁輸
  - ※ トランプ関税騒動は、WTO体制の終焉の始まりか
- ◎ 資本の論理、契約と自由に身を委ね続けてよいのか
- ◎ 不可能と思われていた「労働者協同組合法の成立」など、明るい兆しも

# 今後の政局と農政

自民・維新連立政権の行方  
農政はいつも、少数派  
規制改革 と 農政  
日本維新の会 と 農政



【以下、再掲】

- ※「町のネズミ」と「田舎のネズミ」・・・(イソップ寓話)
  - ⇒ 「どちらが正しい」ではない
  - ⇒ 価値観・人生観の問題

# 自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書（抜粋）

## 令和7年10月20日

### 七、食料安全保障・国土政策

▽食料の安定供給確保が、国民の生存に不可欠であることの認識を共有し、全ての田畠を有効活用する環境を整え、厳しい気候に耐え得る施設型食料生産設備（いわゆる植物工場および陸上養殖など）への大型投資を実現する。



# 日本維新の会 政権公約 2025 基幹政策（コア・ポリシー）

## 2-7 成長力を引き出す規制改革

- ・ コメの国内生産量の不足と、保護的なコメ輸入制度による安価な海外産コメの輸入抑制が米価高騰の根本原因であることに鑑み、国民に多様で手頃な価格の選択肢を提供するため、時限的にミニマムアクセス枠外の関税を大幅に引き下げるなど、コメ輸入制度の見直しを進めます。
- ・ 米価高騰といった食料安全保障問題の解決と農業の成長産業化を図るため、これまでの国内需要に合わせた縮小生産から拡大生産へ、「抑える農政から伸ばす農政」へと転換し、稼げる農業を目指します。同時に、多様な主体の参農支援により担い手不足を解消し、地域の声と活力を生かす地域主体の農政を実現します。
- ・ 地域、期間または場所を限定しない、タクシー事業の許可、営業区域、自動車の台数等の制限を許可の条件としない、運賃および料金のダイナミックプライシングを適用した、国際標準のライドシェア制度を導入します。
- ・ 財やサービスの所有から利用への転換を見越し、ライドシェアや民泊普及の障壁となる規制を撤廃し、シェアリングエコノミーを強力に推進します。また、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）をより一層推進します。
- ・ 生産性革命と呼べる水準まで全産業での DX（デジタル・トランスフォーメーション）を促進します。特に遅れがちな公務、サービス業、医療・介護分野や中小企業は国家的な優先課題と位置づけ、人間中心の AI・IT 武装で日本経済の飛躍を牽引します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大や送電網整備、洋上風力や地熱発電の推進、核融合発電を含む次世代原子力発電、そして規制改革と投資促進を通じて、GX（グリーントランクフォーメーション）を強力に推進します。
- ・ 世界標準のカーボン・プライシング導入を皮切りに、社会課題の市場メカニズムによる解決手法を定着させます。サステナビリティ投資資金を呼び込むため、日本企業の共通価値創造とイノベーションを促進します。
- ・ 大規模で国際的な政治変動とサステナビリティとフィナンソロビーへの資金の流れを戦略的に活用するため、
- ・ 納税と並ぶ「第二の動脈」である寄付を促進するための税制改革や環境整備を講じます。
- ・ エンジエル税制のさらなる優遇措置や、ストックオプションへの課税等の一層の見直しにより、スタートアップへの投資を促す税制度を整備します。大学や研究機関と連携し、技術シーズの事業化支援や資金調達環境を整備します。規制改革や税制優遇措置も活用し、挑戦する起業家を後押しするエコシステムを構築します。
- ・ 自由競争による切磋琢磨と手厚いセーフティネットを両輪とし、強い規制により政府が民間企業を統制する旧来の発想を脱却し、政府は企業や個人の自由な経済活動や挑戦を後押しする環境整備に集中させます。
- ・ 「事前規制から事後チェック」、「新設規制には既存規制の廃止」を原則とし、既得権化した古い規制を改め、民間の活力を引き出します。成長産業への人材の移動を促し、過度な救済となっている補助金は見直します

# 日本維新の会 維新八策2025 個別政策集

## • 農林水產

- 253.コメの国内生産量の不足と、保護的なコメ輸入制度による安価な海外産コメの輸入抑制が米価高騰の根本原因であることに鑑み、國民に多様で手頃な価格の選択肢を提供するため、時限的にミニマムアクセス枠外の関税を大幅に引き下げるなど、コメ輸入制度の見直しを進めます。
  - 254.米価高騰といった食料安全保障問題の解決と農業の成長産業化を図るため、これまでの国内需要に合わせた縮小生産から拡大生産へ、「抑える農政から伸ばす農政」へと転換し、稼げる農業を目指します。同時に、**多様な主体の参農支援**により担い手不足を解消し、地域の声と活力を生かす地域主体の農政を実現します。
  - 255.食料安全保障については、不測の事態でも國民が飢えることが無いようにするという目標設定を行い、コメの生産量の1.5倍増を目指します。
  - 256.食料安全保障の根幹である食料の安定供給を確保するため、日本の風土に最も適したコメの生産量拡大を推進します。そのために、農地の集積・集約・大区画化を進め、多収品種の導入などにより生産コストの削減と生産性向上を図り、コメの輸出を大幅に拡大して、国内需要と輸出需要に対応した生産体制を構築します。また、自然災害や価格変動に対応するセーフティネットを強化し、稲作農家の経営安定化を支援します。これらにより、**国の政策誘導に過度に依存しない持続可能な農業構造の再構築を進めます。**
  - 257.農産物の価格転嫁が進まない要因となってきた流通構造の改革を進めるため、生産者の販路づくり(「売る力」)を支援します。消費者のニーズを把握した生産者の品質向上と売上増を目指します。
  - 258.種苗開発者の育成者権を守り、種苗の不正な海外流出を防ぐ環境を整備するとともに、積極的に研究開発を行う農家・開発者による新たなビジネスモデルの構築を支援します。また、収穫量増大・生産コスト低減や、有機農業に適した品種の開発にも注力します。
  - 259.畜産物の国内安定供給体制を構築し、食料安全保障の観点からも飼料、濃厚飼料、粗飼料を含めた自給率の向上に努めます。さらに、畜産物の海外輸出を積極的に促進します。
  - 260.株式会社を始めとしたあらゆる主体による新規参入を促すことにより、農業の活性化を図ります。**農地所有適格法人の要件を緩和し、より多様な企業が農業に参入できる環境を整備します。**さらに、高齢化・担い手不足対策として、若者の法人への就職促進等、新規就農促進策を充実します。
  - 261.行政は、関係団体と適切な距離を保ち、**担い手農業者との日常的な意見交換を行つて、農業の発展に資する政策を公正に進めます。**
  - 262.人口減少や担い手不足等に対応して、重労働である農作業を可能な限り省力化し、同時に生産性の向上をもたらして農林水産業の成長産業化に資するスマート農林水産業の展開を図ります。具体的にはドローンや各種無人機、AIなどの先端技術の開発を支援し、新しい試みにチャレンジできる生産現場の確立を目指します。



〈273以下は、林野・水産関係 省略〉

求められるのは政治の覚悟

◎ 混迷する政局の中で、政治家を選ぶのは我々だ！



規制改革万能主義者・市場原理主義者たちと決別する  
覚悟のある政治勢力を結集し、食料・農業・農村に  
理解ある政府・議会を形成しよう！



## 本書「はじめに」から抜粋～

## 絶賛発売中！

平成24年の政権交代以降、自公政権は3年3ヶ月に及んだ民主党政権の停滞・混乱からの脱却と回復による高揚感の中で、政治的には保守主義の色合いを強め、経済においては、市場原理主義的な政策運営が行われた。農政についても既に明らかのように、政権復帰以降、農政改革の名のもとにいくつもの制度変更が行われた。地域の話し合いをベースにした市町村行政や農協組織によるソフトな農地集積・集約化路線を全否定し、農地中間管理機構による単線的強権的な農地集積・集約化が進められた。協同組合原則に疑問を呈し、農村現場における産業政策と地域政策の担い手たる農協系統組織の分割・株式会社化、一般社団化など公然たる挑戦も行われた。指定生乳生産者団体という協同組合原則を活用した効率的な生乳需給調整、供給・価格安定装置にも大きな風穴が開けられた。

これらの制度変更から10年が経過した。農地集積集約化目標ははるかな未達状態にあり、全農を始め農協系統には株式会社化の需要は皆無であり、指定団体に属さないフリーライダーの存在で生乳需給・価格は不安定さを増している。当初意図された農政改革の成果が実現しないまま、政権も変わり、この「奇妙な農政改革路線」は終焉した。

一方で、食料をめぐる情勢は、先述した国際的・国内的環境変化の下で、食料安全保障への国民的な関心の高まりという方向に向かっている。日々の暮らしに欠かせない、生命の維持に欠かせない、この食料というものを、将来にわたって安定的に供給し続けることは、国の基本的責務だ。制定以来25年を経過した食料・農業・農村基本法についての検証がようやく行われ、次の四半世紀につながる大きな法改正が実現したことは、喜ばしい。

本書は、このような大きな農政の流れに当事者としてかかわり、その後も彼岸から観察してきた者として、また、現在食料システムの中核をなす食品産業関係者の一員として、時々の政治的経済的・社会的事象を踏まえて書き連ねてきたコラムを中心に、食料・農業・農村をめぐる書を編んだものである。混迷する食料・農業・農村政策を理解する一助となれば望外の喜びである。



荒川 隆 著

## 「農業・農村政策の光と影」

農林水産省で大臣官房長・農村振興局長を歴任した著者が、

民主党政権の農業者戸別所得補償から、

安倍政権のTPP・農協改革・生乳改革まで、

その全容を語る。

理念先行・効率至上主義の危うい「改革」を斬る。

政治の季節の道しるべに。

定価：(本体1,500円+税)

お申し込みは(一社)全国酪農協会へ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館5階

電話 03-3370-7213 FAX 03-3370-3892

E-mail editor@rakunou.org

戸別所得補償から農協改革・生乳改革まで  
眞の改革を求めて

年 月 日

「農業・農村政策の光と影」荒川 隆 著

### 申込書

申込冊数	冊		
組合名・会社名(申込者)	法人 / 個人		
住所(送付先)			
電話・FAX	電話	FAX	
担当者名及部署			
請求書の宛名			
必要書類の有無 (○で囲んでください)	請求書	見積書	納品書
請求書の日付 (○で囲んでください)	有	無	
送料の表記 (○で囲んでください)	込み	別	
備考	※お支払いは、請求書到着後に記載されている金融機関にお振り込み願います。		



お申し込みはFAX・WEB・メールで

FAX: 03-3370-3892

ryokou@rakunou.org

(一社)全国酪農協会

## 講演者連絡先

ご質問、ご意見、講演・執筆のご依頼など、お待ちしております。

荒川 隆 (あらかわ たかし)

[\[takotako1959@gmail.com\]](mailto:takotako1959@gmail.com)

[090-4368-3128 (携帯) ]

[03-6261-7094 (食品産業センター理事長) ]